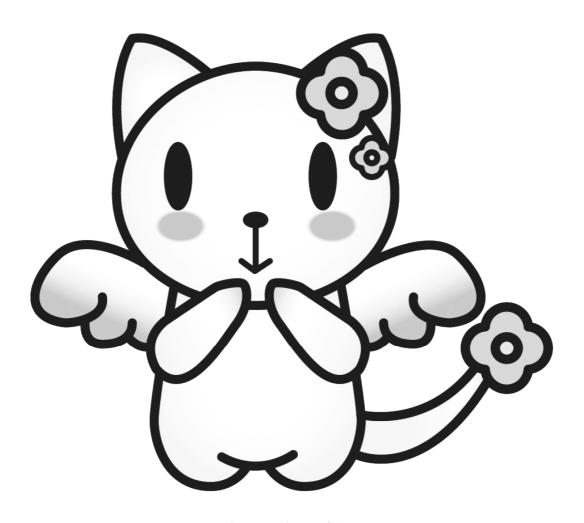
せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈令和3年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関



〈名称〉:世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉:せたがやホッと子どもサポート(略称:せたホッと)

子どもサポート委員 半田 勝久

「せたホッと」の活動と子どもの権利条約の一般原則

「せたホッと」の活動は、子どもの権利条約の理念に基づいて実践されています。ケース対応 においていつも立ち返って考えることは、子どもの権利条約の一般原則です。

第 2 条 差別の禁止

第 3 条 子どもの最善の利益

第 6 条 生命、生存および発達への権利

第 12 条 子どもの意見の尊重

第2条に関しては、この相談の背景に差別はないのか、たとえばいじめの相談の場合、子どもまたは親の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障がい、出生またはその他の地位が影響していじめられていないか、また実際に差別によるいじめがあった場合、そこから守られるためあらゆる適当な対応がなされているのかといった視点です。

第3条に関しては、家庭、保育所、施設、学校、放課後の居場所等における子どもにかかわる すべての活動において、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されているのか、また子どもに対 してその福祉に必要な保護およびケアが確保されているのかといった視点です。

第6条に関しては、虐待や体罰といった暴力から生命が危険にさらされていないか、発達段階 や発達の個人差が考慮された対応や支援等が実践されているのかといった、子どもの生命への権 利が認められ、生存および発達を可能なかぎり最大限に確保されているのかといった視点です。

第12条に関しては、条約では「自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに 影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子ど もの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」(国際教育法研究会訳)とされて おり、たとえば自分の居場所や進路選択、家庭や学校での決まり事などの決定にあたって、子ど も自身の見解が重視されているのか、その決定過程に子ども自身の参加が保障されているのかと いった視点です。

子どもの面談と親の面談

「せたホッと」における子どもとの面談では、子どもの現状や気持ちをできる限り子ども本人から丁寧に聴き取り(書面等でのやり取り含む)、現在起きている問題やその解決の糸口について把握したうえで、子どもが何に苦しんでいるのか、どういう気持ちでいるのか、どういった方法で子どもの気持ちを尊重していけばよいのか本人とともに考えていくことを心がけています。

親からの相談がある場合は、まずは相談してくれたことに感謝し、提供いただいた情報を整理するとともに、感情を受けとめる姿勢で話をうかがいます。情報が混乱していることや、「怒り」「哀しみ」「不安」「不信」「苛立ち」といった感情があふれ出ていることもあります。関係当事者からの納得のいかない対応が続き、子どもが傷ついている場合は、なおさらそうなることは当然

だと思います。親のこれまでの苦しみ、我慢、疲労、やるせなさ、納得いかない気持ちなどに思いを馳せ、共感的に話を受け止めます。そのうえで、子ども自身の気持ちに寄り添った対応をしたいことをお伝えします。「子どもの意見の尊重」に基づく、対応をするためです。

ここで、子どもに出会うことができず、親からのみ話をうかがうこともあります。そうした場面では、親から「子どもには相談していることを伝えていない」「子どもは親には動いてほしくないと言っている」「子どもは傷ついていて話をできる状態ではない」「子どもは塾や習い事もあり忙しくて話にいく時間をつくれない」「子どもの気持ちを代弁している」などといった話がしばしば聞かれます。そうした場合、引き続き親から丁寧に話をうかがい、子どもとつながることができる機会を待つことになります。

子どもから直接話を聴けると、親と子どもの思いが一致している場合と、思いにズレがあり解 決イメージが異なる場合もあります。「せたホッと」が学校など関係機関等に訪問する場合は、子 どもの気持ちを尊重し、親と解決イメージを共有することを大切にしていきます。

関係機関等への訪問

教職員など関係当事者から当該問題の経緯や現状を確認するときには、関係当事者に是正要請することを前提とせず、ともに解決につなげたいという姿勢で話し合いを進めることになります。問題が生じた場面などをふり返り、このとき起きた事象をどのように捉えているのか丁寧に話をうかがいながら、子どもの気持ちと関係当事者の思いとのズレを把握します。そして、子どもはそのときどういった気持ちであったか、今どういった気持ちでいるのかを代弁していきます。関係当事者はこうした子どもの気持ちにとても驚かれ、場合によってはボタンの掛け違いにショックを受けられることもあります。そのうえで、関係当事者の気持ちを受け止めながらズレを修正し、関係を修復するための方法などについて検討していきます。そこで重要になるのが、「子どもの最善の利益」を第一次的に考慮することです。解決のためにできること、やらなければいけないことなどを検討いただき、それをもとに相談者である子どもにフィードバックします。親ともその内容を共有するなかで、子ども自身の気持ちの整理や解決につながったかを確認し、子ども自身が「もう大丈夫」「相談してよかった」と思えるようになるまで支援を続けます。その後も安心して過ごしているのかなど見守り支援をしていきます。

調査・調整と「せたホッと」の役割

申立てになり、調査を行う場合も、調査のなかで明らかになったことをもとに権利回復のための調整を行っていきます。「せたホッと」における、権利侵害行為の事実認定は、裁判とは違い限界があります。「せたホッと」は事実認定をして、相手を罰したり、処分したりする権限を持っているわけではありません。

子どもの傷ついた気持ちや苦しい思いをもとに、そうした状況になった背景を整理し、権利侵害行為があったと認められる場合は是正を要請し、権利侵害とはいえない場合であったとしても、子どもの置かれた状況を改善につなげるよう執行機関や関係当事者などに働きかけていくことが「せたホッと」の役割といえます。

制度改善への取り組み

「せたホッと」は申立て案件や自己発意案件を取り扱った結果、権利侵害の状況が引き起きる 要因が、既存の制度や仕組みにあると認められる場合は、制度見直しや改善のための要請や意見 表明等を行うことができます。

意見を表明し、教育委員会事務局や区長部局、関係機関等と対話を深めるなかで課題が共有されることにより、制度や仕組みを子どもの権利の視点から見直し、推進できるよう後押しする役割も担っています。

子ども・おとな向けの子どもの権利の普及啓発活動

「せたホッと」では、出前講座という名称で、小学校・中学校問わず各所で講座を行っています。内容は、依頼のあった学校等と打ち合わせをしながら決めていき、これまで「いじめ予防授業」、「セーフティ教室」、「家庭での子どもの権利(ヤングケアラー)」といった講座を実施してきました。

子どもを対象としたものの他、保護者や地域住民、関係機関等を対象としたものも行っています。こうした講座は、「せたホッと」の周知だけでなく、子どもの権利の普及啓発につながっています。

講座を実施するにあたり、学校や依頼者との打ち合わせを丁寧に行うことにより、学校等の抱える課題解決の一助となっています。子どもにとっては、自分や他者を尊重する気持ちの醸成、さらには自己実現につながっているように感じています。

あらたに始めたはがき相談

令和3年度の活動では、子どもにやさしいやり方で相談を受けられるよう「はがき相談」を始めました。はがきを含めた手紙の相談は、子どもから76件ありました。「せたホッと」から返信する際には、あらたにはがきを同封します。子どもからはまたはがきをもらったり、やり取りを繰り返すなかで、電話や面談につながったりしたこともありました。こうした鉛筆で書く相談方法は、自分専用のスマートフォンやパソコンを持たない子どもにとっては有効であることが分かりました。

「せたホッと」の成果と課題を踏まえて

開設9年が経過した「せたホッと」では、これまでの成果を確認するとともに、課題を整理し、 10年目の活動に生かそうとする取組みを始めました。

「せたホッと」のような子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関は全国で約 40 自治体となりました。国においては、こども家庭庁の設置やこども基本法案の検討、さらにはこどもコミッショナーについても議論されています。こうした「せたホッと」の活動が、広く社会に還元され、子どもの権利条約に基づいた子どもの相談・救済機関の広がりや子どもの権利の普及啓発につながることを願っています。

もくじ

はじ	じめに	こ 子どもサポート委員 半田 勝久	
I	世田	3谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制	度
	1	子どもの人権擁護委員の設置目的、職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	委員への協力·····	1
	3	対象 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	4	体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	5	相談方法等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	6	相談の流れ(仕組み)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	7	擁護委員会議	3
	8	これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Π	令和	3 年度の活動状況	
	1	相談活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	権利の侵害を取り除くための申立て等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	3	相談方法と内容の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
\coprod	相影	炎対応・調整活動状況	
ш	1	事例紹介·····	19
	2	関係機関との連携······	32
	4	対体域因との連接	34
IV	広朝	・啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1	広報・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	2	視察受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	3	関係機関との意見交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
V	メッ	セージ、相談者からの声	
	1	子どもサポート委員 平尾 潔・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	2	相談・調査専門員 小出 真由美、田中 由美子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	3	相談者からの声・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
おれ	りりに	こ かえて 子どもサポート委員 月田 みづえ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
VI	矣妻	· 6資料	
Λī		7 貝介7 3 谷区子ども条例······	E 1
		1谷区于とも条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
		16区于とも余例旭17規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55 57
		、とにきゅうさい FAX ···································	57 64
	小ツ	CICOW JOVITAA	64

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの人権擁護委員(以下、子どもサポート委員)の設置目的、職務

(1)設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

(2)位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関(*)

*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3)職務内容

- ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ②子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの 内容を公表すること。
- ⑥子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7)活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

3 対象

18 歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案(子どもに準ずる場合として 18 歳又は 19 歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

4 体制 (令和4年3月現在)

(1)子どもサポート委員 3名

氏 名	所 属 等					
月田 みづえ (つきだ みづえ)	昭和女子大学 名誉教授 佐伯栄養専門学校 非常勤講師 (子ども家庭福祉)					
半田 勝久 (はんだ かつひさ)	日本体育大学体育学部准教授 (教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学)					
平尾 潔 (ひらお きよし)	弁護士(第二東京弁護士会)					

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

(2)相談・調査専門員 5名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、幼稚園教諭、保育士、中学校教諭、高等学校教諭、キャリアコンサルタントの有資格者など。

(3)事務局

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。 子ども・若者部子ども家庭課

5 相談方法等

(1)相談方法

ホッと にきゅうさい

○電 話:0120-810-293 [フリーダイヤル]

○メール・FAX:区ホームページで「せたホッと」を検索

⇒せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」のページの「せたホッと」に相談するには メールの場合:メールで相談したいをクリック⇒メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信 FAX の場合: 電話・ファクシミリで相談したいをクリック⇒FAX 送信用の用紙に相談内容を書いて 03-3439-6777(ホッとにきゅうさい FAX)に FAX 送信

○面 接:予約なしの相談も可

○その他: 手紙、はがきによる相談も可

(2)相談時間 月曜日~金曜日:午後1時~午後8時

十曜日:午前10時~午後6時(日曜日、祝・休日、年末年始はお休み)

(3)窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階 (小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

6 相談の流れ(仕組み)



7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第 15 条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。令和3年度は計24回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

令和3年度 擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

8 これまでの経過

ひしているとのが土地	
平成 14 年 4月	子ども条例施行
(2002年)	
平成 17 年 3月	子ども計画策定、教育ビジョン策定
(2005年)	
平成 23 年 12 月	区立校の小学 5 年生及び中学 2 年生約 2,600 人を対象に「子どもの生活と人権
(2011年)	意識」に関する調査を実施
平成 24 年 5月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的
(2012年)	検討に着手
10 月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12 月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成 25 年 2月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向
(2013年)	けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター(宮坂 3-15-15)にて相談業務を開始
平成 26 年 6月	「平成 25 年度活動報告書」を発行
(2014年)	
7月	平成 25 年度の活動報告会を開催(成城ホール)
平成 27 年 3月	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
(2015年)	
6月	「平成 26 年度活動報告書」を発行
7月	平成26年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成 28 年 6月	「平成 27 年度活動報告書」を発行
(2016年)	
7月	平成27年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)

平成 29 年6月	「平成 28 年度活動報告書」を発行
(2017年)	
7月	平成28年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
平成 30 年6月	「平成 29 年度活動報告書」を発行
(2018年)	
7月	平成29年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和元年 6月	「平成30年度活動報告書」を発行
(2019年)	
7月	平成30年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和 2年6月	「令和元年度活動報告書」を発行
(2020年)	
令和 3年6月	「令和2年度活動報告書」を発行
(2021年)	
10 月	令和2年度の活動報告を動画により配信

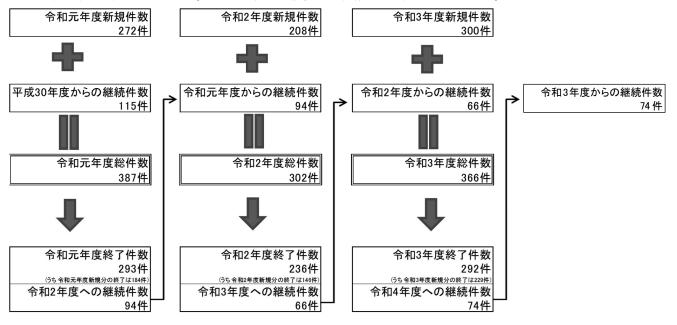
Ⅱ 令和3年度の活動状況

1 相談活動の状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの相談活動の状況は、令和2年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況

令和3年度の新規件数は300件でした。令和2年度からの継続件数は66件だったため、令和3年度は、合計で366件の相談対応をしました。令和4年度へ継続する件数は74件になりました。



(2) 令和3年度の新規件数

令和3年度の新規件数、300件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

	子と	:ŧ	おと	な	月別計		
4月	12	(4.0%)	8	(2.7%)	20	(6.7%)	
5月	11	(3.7%)	11	(3.7%)	22	(7.3%)	
6月	16	(5.3%)	10	(3.3%)	26	(8.7%)	
7月	20	(6.7%)	10	(3.3%)	30	(10.0%)	
8月	8	(2.7%)	6	(2.0%)	14	(4.7%)	
9月	6	(2.0%)	3	(1.0%)	9	(3.0%)	
10月	21	(7.0%)	15	(5.0%)	36	(12.0%)	
11月	57	(19.0%)	8	(2.7%)	65	(21.7%)	
12月	15	(5.0%)	8	(2.7%)	23	(7.7%)	
1月	6	(2.0%)	6	(2.0%)	12	(4.0%)	
2月	9	(3.0%)	11	(3.7%)	20	(6.7%)	
3月	16	(5.3%)	7	(2.3%)	23	(7.7%)	
合計	197	(65.7%)	103	(34.3%)	300	(100.0%)	

(3) 令和3年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数 300 件に令和 2 年度からの継続件数 66 件を加えた 366 件について、延べ相談回数 1,150 回(初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数)、相談者への活動回数 705 回(「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数)、関係機関との活動回数 398 回(学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数)、そのすべてを合わせた総活動回数は 2,253 回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

なお、令和2年度の総活動回数は1,599回でした。

令和	<u>ي</u>	正べ相談回数	ベ相談回数		者への活動	回数	関係機関との	総活動回数
3年度	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計	活動回数	10712712
4月	35	55	90	16	23	39	23	152
-171	(1.6%)	(2.4%)	(4.0%)	(0.7%)	(1.0%)	(1.7%)	(1.0%)	(6.7%)
5月	23	54	77	22	30	52	11	140
ЭЯ	(1.0%)	(2.4%)	(3.4%)	(1.0%)	(1.3%)	(2.3%)	(0.5%)	(6.2%)
е П	57	57	114	17	22	39	20	173
6月	(2.5%)	(2.5%)	(5.1%)	(0.8%)	(1.0%)	(1.7%)	(0.9%)	(7.7%)
7月	61	44	105	34	27	61	23	189
/ //	(2.7%)	(2.0%)	(4.7%)	(1.5%)	(1.2%)	(2.7%)	(1.0%)	(8.4%)
0.0	41	40	81	19	19	38	19	138
8月	(1.8%)	(1.8%)	(3.6%)	(0.8%)	(0.8%)	(1.7%)	(0.8%)	(6.1%)
0.0	31	44	75	18	24	42	19	136
9月	(1.4%)	(2.0%)	(3.3%)	(0.8%)	(1.1%)	(1.9%)	(0.8%)	(6.0%)
10月	36	50	86	25	29	54	31	171
ТОЯ	(1.6%)	(2.2%)	(3.8%)	(1.1%)	(1.3%)	(2.4%)	(1.4%)	(7.6%)
110	84	63	147	78	36	114	57	318
11月	(3.7%)	(2.8%)	(6.5%)	(3.5%)	(1.6%)	(5.1%)	(2.5%)	(14.1%)
12月	52	52	104	38	37	75	50	229
12月	(2.3%)	(2.3%)	(4.6%)	(1.7%)	(1.6%)	(3.3%)	(2.2%)	(10.2%)
1月	24	46	70	12	39	51	39	160
1 / /	(1.1%)	(2.0%)	(3.1%)	(0.5%)	(1.7%)	(2.3%)	(1.7%)	(7.1%)
0 🛮	35	44	79	19	32	51	44	174
2月	(1.6%)	(2.0%)	(3.5%)	(0.8%)	(1.4%)	(2.3%)	(2.0%)	(7.7%)
2 П	64	58	122	39	50	89	62	273
3月	(2.8%)	(2.6%)	(5.4%)	(1.7%)	(2.2%)	(4.0%)	(2.8%)	(12.1%)
合計	543	607	1,150	337	368	705	398	2,253
口引	(24.1%)	(26.9%)	(51.0%)	(15.0%)	(16.3%)	(31.3%)	(17.7%)	(100.0%)

※前年度からの継続件数 66 件を加えた 366 件に対する回数

	延	Eベ相談回数	汝	相談	者への活動	回数	関係機関との	纵江新园 粉
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計	活動回数	総活動回数
令和	543	607	1,150	337	368	705	398	2,253
3年度	(24.1%)	(26.9%)	(51.0%)	(15.0%)	(16.3%)	(31.3%)	(17.7%)	(100.0%)
令和	452	352	804	322	163	485	310	1,599
2年度	(28.3%)	(22.0%)	(50.3%)	(20.1%)	(10.2%)	(30.3%)	(19.4%)	(100.0%)

(4) 相談状況の詳細と前年度との比較

① 相談内容

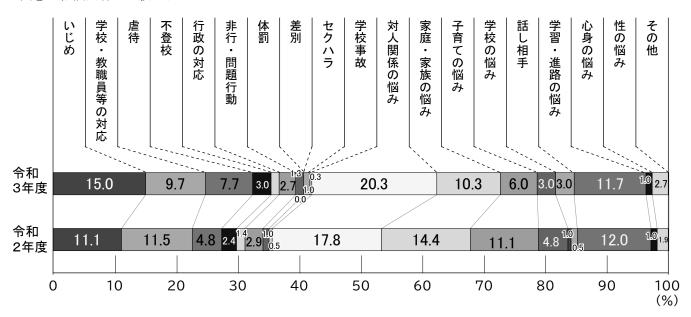
令和3年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(61 件、20.3%)でした。次いで、「いじめ」(45 件、15.0%)、「心身の悩み」(35 件、11.7%)、「家庭・家族の悩み」(31 件、10.3%)、「学校・教職員等の対応」(29 件、9.7%)となりました。

令和2年度との比較では、相談件数が増えたこともあり、全体的に増加しています。特に「いじめ」や「虐待」、「学習・進路の悩み」といった相談が大幅に増加しました。一方で、「子育ての悩み」や「家庭・家族の悩み」は減少しました。また、近年は相談が少なかった「セクハラ」の相談が3件となっています。

表① 相談内容

いじめ	学校・教職 員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
45	29	23	9	4	8	4	0	3	1
(15.0%)	(9.7%)	(7.7%)	(3.0%)	(1.3%)	(2.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.3%)
対人関係の 悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
61	31	18	9	0	9	35	3	8	300
(20.3%)	(10.3%)	(6.0%)	(3.0%)	(0.0%)	(3.0%)	(11.7%)	(1.0%)	(2.7%)	(100.0%)

図① 相談内容の比較グラフ



② 初回の相談者

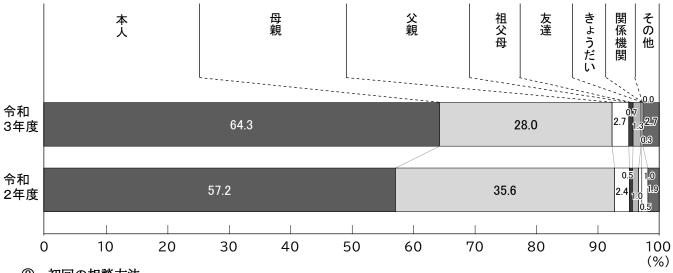
令和3年度は、子どもからの相談は、「本人」からが193件(64.3%)、「友だち」からが4件(1.3%)でした。 おとなからの相談は、「母親」(84件、28.0%)、「父親」(8件、2.7%)、「祖父母」(2件、0.7%)、「関係機関」 (1件、0.3%) となりました。

「関係機関」は「学校」です。「その他」の内訳は、「クラスメイトの保護者」や「親戚」などでした。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
193	84	8	2	4	0	1	8	300
(64.3%)	(28.0%)	(2.7%)	(0.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.3%)	(2.7%)	(100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



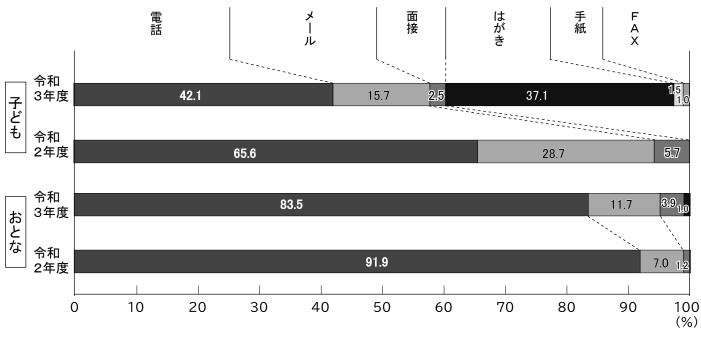
③ 初回の相談方法

初回の相談方法は、「電話」が 169 件(56.3%) で最も多く、次いで、「はがき」(74 件、24.7%)、「メール」 (43件、14.3%)、「面接」(9件、3.0%)、「FAX」(2件、0.7%)の順となりました。令和3年度から、はがき 相談を始めたことにより、「はがき」での相談が増えており、子どもからの「はがき」による初回相談は、子ども からの相談の約4割(73件、37.1%)を占めています。

表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	83 (42.1%)	31 (15.7%)	5 (2.5%)	73 (37.1%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	197 (100.0%)
おとな	86 (83.5%)	12 (11.7%)	4 (3.9%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	103 (100.0%)
合計	169 (56.3%)	43 (14.3%)	9 (3.0%)	74 (24.7%)	3 (1.0%)	2 (0.7%)	300 (100.0%)

図③ 初回の相談方法の比較グラフ



※令和3年度より、はがき相談を開始

④ 相談対象となる子どもの所属

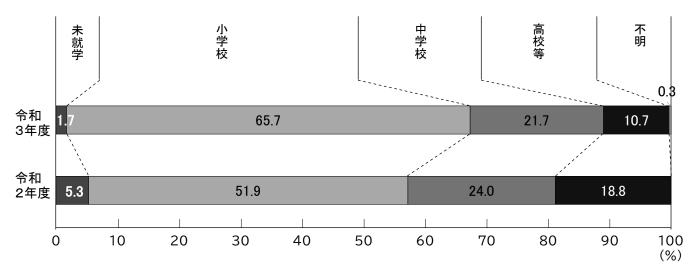
相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の 6 割以上(197 件、65.7%)となりました。次に「中学校」(65 件、21.7%)、「高校等」(32 件、10.7%)、「未就学」(5 件、1.7%)となりました。

令和2年度と比べると、「小学校」に関する相談が大幅に増加し、「高校等」の相談が減少しています。 ※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含みます。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
5	197	65	32	1	300
(1.7%)	(65.7%)	(21.7%)	(10.7%)	(0.3%)	(100.0%)

図④ 子どもの所属の比較グラフ



⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校6年」(39件、13.0%)でした。次いで、「小学校4年」(36件、12.0%)、「小学校2年」(34件、11.3%)、「小学校3年」(28件、9.3%)となりました。

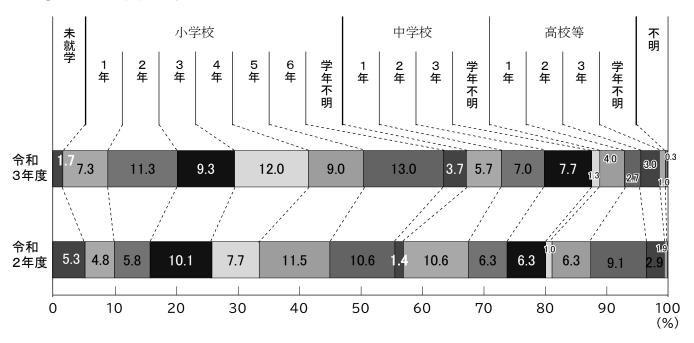
令和2年度に比べ、「小学校」からの相談が増加しており、中でも「小学校1年」、「小学校2年」、「小学校4年」、「小学校6年」からの相談が増加しました。一方で、「高校等」では、全学年の相談が減少しています。

- ※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。
- ※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含みます。

表⑤ 子どもの学年

未就学児				小学校					
> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
5	22	34	28	36	27	39	11		
(1.7%)	(7.3%)	(11.3%)	(9.3%)	(12.0%)	(9.0%)	(13.0%)	(3.7%)		
	中等	学生			高村	交等		不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明	11.60	
17	21	23	4	12	8	9	3	1	300
(5.7%)	(7.0%)	(7.7%)	(1.3%)	(4.0%)	(2.7%)	(3.0%)	(1.0%)	(0.3%)	(100.0%)

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが880回、おとなが975回、合計1,855回でした。

そのうち、相談者からの相談方法で最も多いのは、子どもは「電話」(188 回、21.4%)、次いで「メール」(132 回、15.0%) でした。おとなも「電話」(342 回 35.1%) が最も多く、次いで「メール」(165 回、16.9%) となりました。

「せたホッと」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」(134 回、15.2%)、おとなに対しては「電話」(202 回、20.7%)が、最も多かったです。

令和3年度は、子どもからの「はがき」による相談や、子ども・おとな共に「面接」での相談が大幅に増えま した。一方で、子どもの「メール」での相談が減少しています。

表⑥ 相談者との相談方法

	電	話	メー	-ル	面	接	は	がき	手	·紙	F/	ΑX		
令和 3年度	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	計	合計
子ども	188	81	132	134	115	20	98	0	3	94	7	8	880	
726	(21.4%)	(9.2%)	(15.0%)	(15.2%)	(13.1%)	(2.3%)	(11.1%)	(0.0%)	(0.3%)	(10.7%)	(0.8%)	(0.9%)	(100.0%)	
合計	26	69	26	66	13	35	9	18	g	17	1	5		1.855
+> 1-+>	342	202	165	149	95	15	2	0	3	2	0	0	975	1,855
おとな	(35.1%)	(20.7%)	(16.9%)	(15.3%)	(9.7%)	(1.5%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	
合計	54	14	3.	14	11	10		2		5		0		

	電	話	メー	ール	面	接	はか	がき	手	紙	F	ΑX		
令和 2年度	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者から	せたホッとから	相談者 から	せたホッと から	相談者から	せたホッと から	計	合計
子ども	169 (21.8%)	56 (7.2%)	229 (29.6%)	242 (31.3%)	54 (7.0%)	22 (2.8%)	_	-	0 (0.0%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	774 (100.0%)	
合計	22	25	4	71	7	6	-	_		2		0		4 000
おとな	257 (49.9%)	110 (21.4%)	64 (12.4%)	51 (9.9%)	29 (5.6%)	2 (0.4%)	_	_	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	515 (100.0%)	1,289
合計	36	37	1	15	3	1	-	_	:	2		0		

※令和3年度より、はがき相談を開始

⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

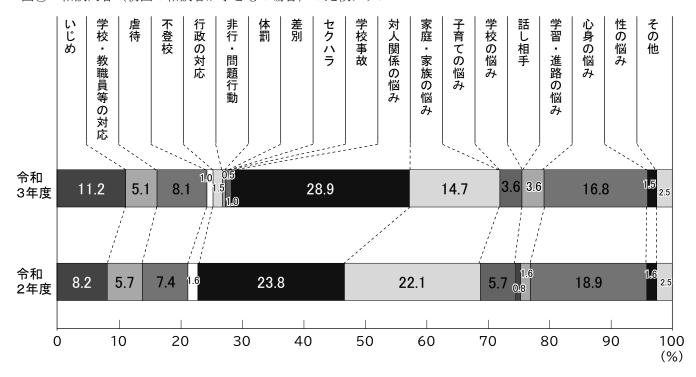
初回の相談者が子ども (本人 193 件と友だち 4 件を合わせた 197 件) の場合の相談内容は、「対人関係の悩み」 (57 件、28.9%) が最も多く、次いで「心身の悩み」 (33 件、16.8%)、「家庭・家族の悩み」 (29 件、14.7%)、となりました。

令和2年度に比べ、「いじめ」、「虐待」、「対人関係の悩み」「学習・進路の悩み」等の相談割合が増加しました。また、令和2年度には相談がなかった「行政の対応」(3件、1.5%)や「非行・問題行動」(1件、0.5%)、「体罰」(2件、1.0%)の相談がありました。

表⑦ 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行•問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
22	10	16	2	3	1	2	0	0	0
(11.2%)	(5.1%)	(8.1%)	(1.0%)	(1.5%)	(0.5%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
対人関係 の悩み	家族・家庭の 悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
57	29	0	7	0	7	33	3	5	197
(28.9%)	(14.7%)	(0.0%)	(3.6%)	(0.0%)	(3.6%)	(16.8%)	(1.5%)	(2.5%)	(100.0%)

図⑦ 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



⑧ 初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

初回の相談者が子どもの場合、「小学校 2 年」、「小学校 3 年」(24 件、12.2%)が最も多くなりました。 令和 2 年度に比べて、相談件数がほぼすべての学年で増加しました。ただ、「小学 5 年」、「高校 2 年」のみ相談

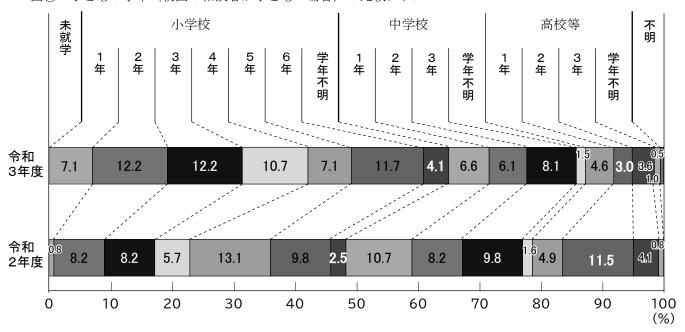
件数が減少しています。割合としては、「小学校1年」~「小学校4年」までの小学校低・中学年の相談が増えています。

- ※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。
- ※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含みます。

表⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)

合計
197
(100.0%)
(

図⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



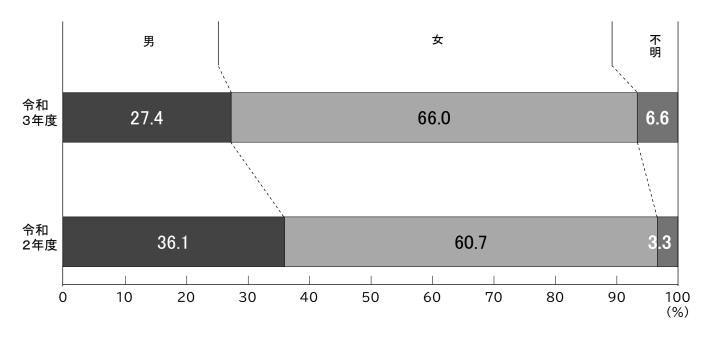
⑨ 初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談 $(130 \, \text{件} \times 66.0\%)$ が男子からの相談 $(54 \, \text{件} \times 27.4\%)$ よりも多かったです。令和2年度に比べて、男子からの相談の割合が減りました。

表⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)

男	女	不明	合計
54 (27.4%)	130 (66.0%)	13 (6.6%)	197 (100.0%)

図⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



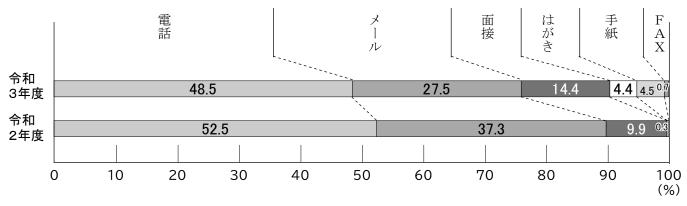
⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

相談活動の方法としては、「電話」(1,092回、48.5%)が最も多く、次いで「メール」(620回、27.5%)、「面 接」(324回、14.4%)となりました。令和2年度との比較では、「面接」、「はがき」、「手紙」での相談活動の割 合が増えました。また、「FAX」(15件、0.7%)での相談活動も増えています。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)

電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
1,092 (48.5%)	620 (27.5%)	324 (14.4%)	100 (4.4%)	102 (4.5%)	15 (0.7%)	2,253 (100.0%)

図⑩ 委員・専門員の総活動回数 (方法別) の比較グラフ



※令和3年度より、はがき相談を開始

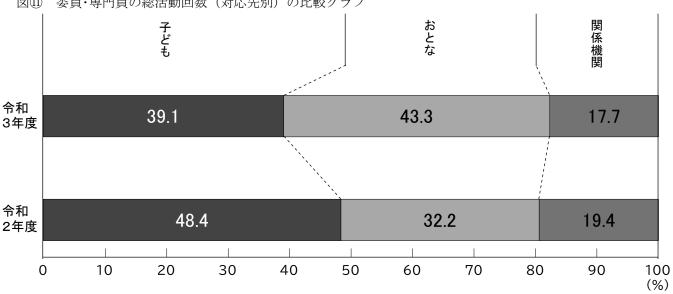
① 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

相談対応先としては、「おとな」(975回、43.3%)とのやり取りが最も多く、次いで「子ども」(880.回、39.1%)、 「関係機関」(398回、17.7%)でした。令和2年度に比べ、「おとな」が「子ども」を上回りました。

表⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)

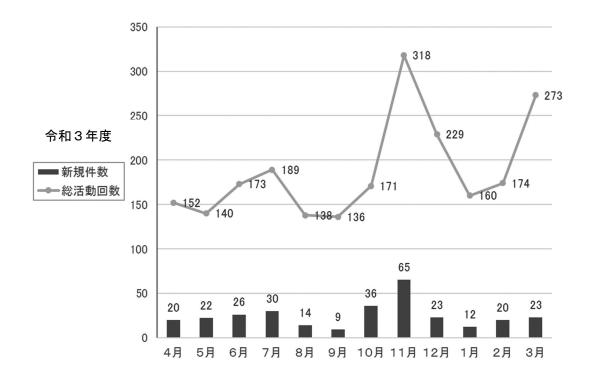
子ども	おとな	関係機関	合計
880 (39.1%)	975 (43.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)

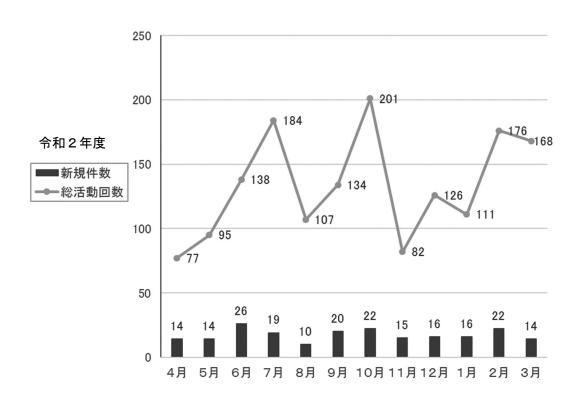
図⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)の比較グラフ



新規件数は、11 月 (65 件) が最も多く、次いで 10 月 (36 件)、7 月 (30 件) の順に多く相談がありました。 総活動回数は、11 月 (318 回)、3 月 (273 回)、12 月 (229 回) の順に多く活動しました。

図⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移





2 権利の侵害を取り除くための申立て等

令和3年度は、世田谷区子ども条例19条に基づく権利侵害を取り除くための申立てはありませんでした。

3 相談方法と内容の分析

○相談方法の分析

令和3年度の新規相談件数は300件でした。令和2年度からの継続件数66件をあわせると、総相談件数 は366件でした。令和元年度から新規相談件数は減少傾向でしたが、令和3年度では子ども・おとなともに 新規相談件数が増加しました。要因としては、子どもに関しては、令和3年度から実施を開始した、はがき 相談によるものが大きいです。実際に、令和3年度の初回の相談方法では、子どもで最も多かったのが「電 話」(83件、42.1%)、次にはがき相談が分類される「はがき」(73件、37.1%)となりました。令和2年度 の初回の相談方法では、「はがき」や「手紙」が0件だったことを考えると、新規相談件数増加の大きな要 因であることがわかります。特に、小学生に対して配布した11月は、新規相談65件のうち「はがき」が 43 件となっており、はがき相談が小学生の重要な相談方法であると言えます。NTT ドコモ モバイル社会研 究所による「2021 年親と子の調査」「では、携帯電話未所有の割合が「小学生低学年(小1~小3)」は 73%、「小学生高学年(小4~小6)」は48%という結果を示しています。小学生全体の半数以上が携帯電 話を所持していないことから、小学生が電話やメールで相談するとなった場合、保護者の携帯電話や家庭の 固定電話、公衆電話を使用することになります。家庭の固定電話や公衆電話は減少傾向になっており(「令 和3年度版情報通信白書」2)、必然的に子どもが使用する頻度も減っていると考えられます。保護者の携帯 電話で相談となると、相談事が親に知られるのはもちろんのこと、使用するタイミングが限られており、子 どもが相談したいときに電話やメールでの相談ができません。子どもが自分のタイミングで、思ったことや 相談したいことを書けるという点で、はがき相談が小学生の相談方法として有効だったと考えられます。

一方で、メールでの相談割合が減少しています。初回の相談方法でも、その後のやり取りにおいても減少しており、メールでの相談需要が低くなっていることがうかがえます。メールでの相談は、中学生・高校生が中心ですが、中学生からの相談は増加、高校生からの相談もほぼ横ばいであることから、中学生・高校生も電話や面接での相談が多くなったと言えます。東京都都民安全推進本部の「家庭における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査」³では、「スマートフォンの主な使用目的」として、「メール」が中学生・高校生ともに約35%であるのに対し、SNSは7割以上と高い割合を示しています。この点からも、中学生・高校生のメール離れが生じていると考えられます。SNSの利点として、即座に返事が返ってくるという点が考えられますが、その点においてメールよりも電話や面接が好まれているのではないかと推測されます。今後は、小学生ははがき相談での相談件数の増加が見込まれますが、中学生・高校生に対してはメールに代わる新しい相談方法の確立が必要となってくると考えます。

また、おとなに関しては、「電話」が86件(83.5%)と最多であり、例年同様、初回での主要な相談方法となっています。ただ、初回以後のやり取りに関しては、メールや面接での相談方法が昨年度に比べて増えています。最初は電話で予約を行い、詳しい相談は面接で行いたいという相談者も多くいました。メールも、面接日の予約調整のために使用するという相談者が多いことから、やり取りの数が増加しているものと考えられます。

○相談者の傾向

「せたホッと」への相談は例年、子どもからの相談が約6割を占めており、令和3年度も子どもからの相談が65.7%となりました。特に、本人からの相談が令和2年度では全体の57.2%でしたが、令和3年度では64.3%まで上がりました。保護者が「せたホッと」への相談を子どもに勧めた場合もあり、子どもだけでなく保護者にも「せたホッと」の認知度が高まってきていることを感じます。さらに、令和3年度は「クラスメイトの保護者」からの相談があったのが印象的でした。当事者からの相談ではないということで、「せたホッと」ができることも限られてしまいますが、子どもの権利侵害に関する出来事の早期発見は重要なことだと考えます。そのため、子どもだけでなく、おとなに対する広報・啓発活動も重点的に行っていこうと思います。

相談対象となる学年では、全体では「小学校6年」が最も多く、次は「小学校4年」でした。一方で、初回の相談者が子どもの場合は、「小学校2年」と「小学校3年」が最も多くなりました。このことからも、小学校低学年の子どもからの相談が増えていることがわかります。これは、前述したはがきによる相談数の増加が主な要因であると考えられます。

○相談内容の分析

令和2年度の活動報告書では、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校に関係する相談が減少したと分析しました。文部科学省 4 は、いじめの認知件数が 10 万件近く、暴力行為が 1 万 3 千件近く減少したと報告しています。その要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、「生活環境が変化し、児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと」や「様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと」などをあげています。

一方で、令和3年度では、「いじめ」や「対人関係の悩み」など、子ども同士の関係性に関する相談が増加しています。特に、「いじめ」は相談全体の15%を占めました。国立成育医療研究センターでは、「コロナ×子どもアンケート」として、子どもおよびその保護者のコロナ禍での心の実態について、アンケート調査をしています。その「第7回調査報告書」⁵において、小学校低学年の25%が「すぐにイライラしてしまう」と回答しており、1つでもストレス反応を示している子どもが71%いたことを報告しています。新型コロナウイルス感染症によるストレスは、子どもに大きな影響を及ぼしており、物理的な距離を保つなどといった予防対策も限界に近づいてきている可能性もあり、子ども同士のトラブルが増えたものと考えられます。また、その対策を実施している学校も対応に苦しんでいるのではないかと推測されます。こうした中で、「せたホッと」のような中立的な第三者機関が関係調整を行っていくことは、学校での問題解決の一助になると考えます。

また、令和3年度では、「虐待」の相談件数も増加しました。令和2年度からは倍以上、過去8年間で最も多い件数になっています。世田谷区児童相談所。は、令和2年度の虐待相談対応件数として、1,525件と令和元年度に比べ増加していることを示しており、世田谷区での虐待の認知件数が増加しているといえます。令和3年度の活動報告書では、相談件数の減少の要因について、子どもと保護者が家の中で一緒に過ごす時間が増えたことで、保護者と子どもの間でコミュニケーションが増え、「せたホッと」に相談するまでに至らなかったということと、子どもが親のことや親に聞かれたくないことを相談しづらくなったのではないかという2つの側面から考察をしています。特に、「虐待」等の家庭に関する相談は、話したくても保護者が家にいるから話せないといった、子どもにとって相談しづらい環境であったと考えられます。厚生労働

省⁷は、児童虐待相談件数の増加の要因の一つとして「警察等からの通告の増加」を挙げています。子どもから児童相談所には直接相談できず、家庭に警察が訪問する事態の増加を示していると考えられます。一方で、令和3年度になると、在宅勤務や外出自粛が緩和された時期もあり、子どもと保護者が離れる時間も多くなりました。そのため、短い時間でも子どもにとって保護者に知られず相談できる機会が増えたものと思われます。本来は子どもと保護者のコミュニケーションが増えることは、良いことだと思います。ただ、現代社会のストレスが多い状況下では、少しの意見の違いからエスカレートしてしまう可能性が高いです。子どももおとなも、互いに相談できる相手に話をすることで、客観的に物事を見つめ直したり、少し冷静に対応できるようになったりします。

さらに、令和3年度は過去8年間では、1件のみだった「セクハラ」に関する相談が3件ありました。令和3年度は、「いじめ」、「虐待」、「セクハラ」など、重大な権利侵害の相談が増加しており、子どもの権利 救済機関として「せたホッと」の必要性が高まっていると感じます。

今後、新型コロナウイルス感染症が拡大していくか、縮小していくかはわかりません。その中において、子どもを取り巻くおとなが、より一層子どもの現状を把握し、見守っていく必要があると考えます。「せたホッと」も子どもが相談できる相談機関として、子どものストレスを緩和していけるように尽力していきたいと思います。

<u>参考・引用資</u>料等

¹ NTT ドコモモバイル社会研究所 2021 年親と子の調査 (2022 年 2 月 28 日)

https://www.moba-ken.jp/project/children/kodomo20220228.html

2 「令和3年版情報通信白書」(総務省)

https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/n4200000.pdf

3 東京都都民安全推進本部 家庭における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査報告書(2022年3月)

https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/chian/tyosa-keikaku/sumaho-tyosa/pdf/R3zenbun.pdf

4 文部科学省 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(2021年10月)
 https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou01-100002753_1.pdf

⁵ 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター コロナ×こども本部 コロナ×こどもアンケート第7回調査報告書 (2022年3月23日)

https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/CxC7_repo.pdf

6 世田谷区 令和2年度 世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告 (2021年8月)

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/009/005/d00193184_d/fil/zigyougaiyou.pdf

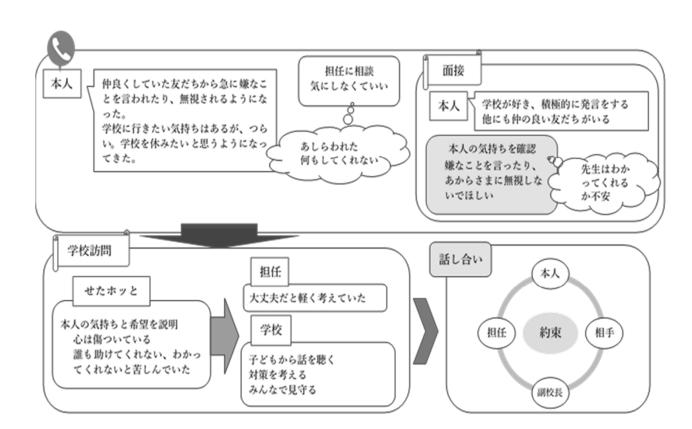
7 厚生労働省 令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数

https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf

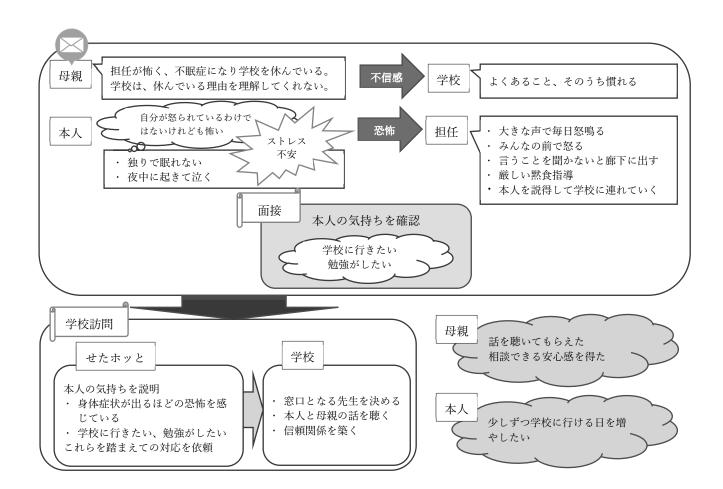
Ⅲ 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

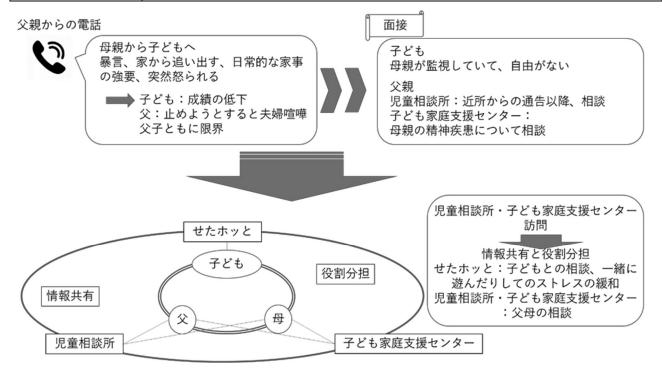
相談者	
子どもの所属	相談及び調整の概要
相談の主な内容	作飲及び調金の就安
相談方法	
事例①	【相談内容】
本人	仲良くしていた友だちから急に「ウザい」「友だちの縁を切りたい」と言われた
小学生	り、無視されたりするようになりました。担任に相談しても、あしらわれてしま
いじめ	ったので、これ以上言っても何もしてくれないと思います。学校に行かなきゃと
電話・面接	は思うけど、つらい気持ちが大きくなってきて、学校を休みたいと思うようにな
	ってきました。どうしたらいいですか。
	【せたホッとから】
	本人と母親に来所してもらい、委員と専門員で話を聴きました。学校が好きで、
	積極的に発言ができ、係の仕事を一所懸命にする、クラスには他にも仲の良い友
	だちが何人もいる子でした。本人からは、無視しはじめた友だちに対して、前の
	ように仲良くしなくていいので、嫌なことを言ったり、あからさまに無視をした
	りはやめてほしいという希望がありました。しかし、自分から先生に相談しても
	わかってくれないかもしれないということなので、「せたホッと」が学校に訪問し、
	いじめの解消について話し合うことができると伝えると、「第三者の人が話してく
	れるとわかってくれるかも。お願いします」と言ってくれました。
	委員と専門員で学校を訪問し、本人の気持ちや希望を伝えました。担任は、友
	だちもたくさんいて、積極的な児童なので、気にしなくていいと励ませば大丈夫
	だと軽く考えていたようでした。普段は明るくしていても、心は傷ついているこ
	とを伝え、誰も助けてくれない、わかってくれないと苦しんでいたことを受け止
	めてほしいと伝えました。学校からは、それぞれの子どもから話を聴き、対策を
	考えるとの回答があり、校長が直接本人の話を聴いて味方になってくれることや、
	他のクラスの先生も見守るようにしていきたい、という話がありました。
	後日、本人と相手の子との話し合いに副校長と担任が入り、今後どうするかを
	一緒に考え、お互いに納得するかかわり方をしていこうと約束をしたと、本人か
	ら報告をもらいました。また困ったことがあれば相談してほしいと伝え、相談を
	終えました。



*/ J 7 1 / 1:	シー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。
相談者	
子どもの所属	相談及び調整の概要
相談の主な内容	THKK及び開産V/M安
相談方法	
事例②	【相談内容】
母親	担任が、毎日のように大きな声で怒鳴り、授業で問題を間違えると見せしめの
小学生	ようにみんなの前に呼んで怒るようです。さらには、言うことを聞かない児童は
学校・教職員等の	廊下に出すなどもしているようです。子どもは、自分が怒られているわけではな
対応	いけれども、自分が怒られているように感じて怖いと言っています。独りで寝る
メール・面接	のを怖がったり、夜中に突然泣いたりなどの症状がみられ、医師からは不眠症と
	診断されました。ストレスや不安が関係することが多いということで、医師の指
	示により今は学校を休んでいます。学校に相談しましたが、休んでいる理由を理
	解してもらえません。子どもは「本当は学校に行きたい」と言っているので、何
	かできることはないかと思い、「せたホッと」に相談しました。
	【せたホッとから】
	母親からメールで相談を受けたため、本人とも一緒に会って話を聴きたいと伝
	えたところ、本人が母親と一緒に面接に来てくれました。
	担任は給食指導にも厳しく、黙食中に少しでも話をしていると「黙って食べろ」、
	「今度やったら次はないぞ」など強い言葉を言っていました。また、担任が本人
	を無理やり説得して学校に連れて行くこともあったようで、そのことも担任への
	恐怖心が大きくなる一因になっていることがわかりました。しかし、学校に行っ
	て勉強がしたいという思いも話してくれました。また母親は、担任が怖いので休
	みたいと言っても学校には理解を得られず、「低学年にはよくあること」、「そのう
	ち慣れる」と言われ、学校への不信感を募らせていました。
	「せたホッと」は、学校を訪問して本人の代わりに話をしに行くことができる
	と伝えると、本人が希望したため、委員と専門員で学校を訪問することになりま
	した。
	学校には、身体症状が出るほど担任に恐怖を感じていることと、学校には行き
	たいと思っていることを踏まえて、本人に対応してもらいたい旨を依頼しました。
	その後、母親からは「本人と母親の話を聴いてくれる窓口となる先生を決めて
	もらい、安心して話ができるようになりました」という報告がありました。本人
	からは、「少しずつ学校に行ける日を増やしていきたい」という話もあり、またい
	つでも相談してほしいと伝え、見守りを続けています。



相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例③	【相談内容】
父親	小学生の息子と中学生の娘の父です。子どもたちは、母親から暴言を吐かれた
小学生・中学生	り、怒鳴られて家から追い出されたりすることもあります。また、日常的に家事
虐待	をさせられ、娘はテスト勉強ができず、成績にも影響が出てしまいました。
電話・面接	妻は精神疾患を患っており、子どもたちはいつも突然怒られます。私が在宅時
	には、子どもを守るようにしていますが、夫婦喧嘩も増え、なかなか夫婦間では
	解決にはいたりません。子どもも私も限界です。どうしたらいいですか。
	【せたホッとから】
	父親に後日来所面接を依頼し、子どもと一緒に委員と専門員で話を聴きました。
	子どもは母親に監視されており、自由が制限されていることがわかりました。
	特に姉は、家事を強要されることが多く、負担が大きいようでした。また、近所
	の方から児童相談所に通告があり、それ以降は定期的に関わりがあること、子ど
	も家庭支援センターには、子育てや母親の精神疾患について相談していることも
	わかりました。「せたホッと」として何ができるかを探るために、児童相談所と子
	ども家庭支援センターと協議したいと伝えると、父子ともに了承してくれました。
	児童相談所と子ども家庭支援センターのそれぞれに訪問し、情報共有と役割分
	担をしました。父母に対しては児童相談所と子ども家庭支援センターが、子ども
	については「せたホッと」が話を聴いていくことになりました。姉弟で「せたホ
	ッと」に遊びに来てくれることもあり、見守りを続けています。



相談者	
子どもの所属	
相談の主な内容	相談及び調整の概要
相談方法	
事例④	【相談内容】
本人・母親	子どもが毎朝、頭痛や腹痛を訴えて、登校できない状況が続いています。休む
中学生	ととても元気にしていて、ゲームばかりしています。病院では、頭痛や腹痛につ
不登校	いて「心因性のものかもしれない」と言われました。子どもに、学校でトラブル
電話・面接	などがあったのかと聞いても、何も話してくれません。でも「せたホッと」にな
	ら話せるかもしれないというので、子どもの話を聴いてもらえませんか。
	【せたホッとから】
	本人が母親と一緒に面接に来てくれました。母と別室で、本人から話を聴きま
	した。母親には何も話そうとしないという事前の情報や、肩を強ばらせて緊張し
	ている様子などを踏まえ、まずは本人の好きなことなど話しやすい内容から質問
	していき、「せたホッと」は話を聴いてくれるところだという気持ちをつくってい
	きました。そうすると、本人は、「学校に友達がいないから楽しいことがない」、
	「授業もつまらないので行きたくない」、「それを言うとお母さんが心配するので
	言えなかった」と話してくれました。
	世田谷区には、心理的理由などにより登校できないでいる区内在住の小・中学
	生のための「心の居場所」になる「ほっとスクール」があることを伝えました。
	本人が自分のペースで勉強ができる、やりたいことや好きなことが見つかるかも
	しれないと興味を持ったため、一度見学してみてはどうかと提案しました。その
	後、「ほっとスクール」を利用しつつ、「せたホッと」でも本人の思いに寄り添い
	ながら、定期的に話を聴いています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

相談者	
子どもの所属	
相談の主な内容	相談及び調整の概要
相談方法	
事例⑤	【相談内容】
本人	同じ運動部に入っているみんなで一緒に相談したいと思い、電話しました。部
中学生	の顧問の暴言がすごい。厳しく注意するとかそういう感じじゃなくて、パワハラ
体罰	みたいな感じ。顧問に対して、ものすごく怒っている子や部活を辞めたいと言い
電話	出す子、怖くて泣いている子もいます。一部の子は、試合に出してもらえなくな
	ることが怖くて何も言えないでいる。今度、顧問の先生と話し合いがあるので、
	どうしたらいいかアドバイスがほしい。
	【せたホッとから】
	具体的にどういうことが心配なのかを聴くと、普段の様子として「暴力はない
	けど、威圧的な態度でいろいろ言ってくる」「怒鳴りながらの指示が怖く、すぐに
	『試合に出さないぞ』と脅してくる」ということがあるため、「冷静に話し合える
	か心配」と話してくれました。
	「せたホッと」から、校長や副校長にも話し合いに参加してもらうのはどうか、
	一人でもおとなの参加があれば、顧問も冷静に話したり、聞いたりするのではな
	いかと伝えました。電話口の代表者からみんなにも伝えて相談し、やってみると
	の返事がありました。その話し合いがうまくできなかった場合には、「せたホッと」
	が、みんなの意見を学校へ言いに行くこともできるので、話し合いの結果がどう
	なったかを知らせてほしいと依頼し、電話を終えました。
	後日、話し合いは副校長が入り、冷静に話し合いができたという報告があり、
	相談を終えました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

相談者	
子どもの所属	↑ロ⇒k エス ヾk⇒田 Φφ なり 析血 出土
相談の主な内容	相談及び調整の概要
相談方法	
事例⑥	【相談内容】
本人	私の家の近くに同じ年の女の子と男の子が引っ越してきました。私とその二人
小学生	で一緒に登校することになったのですが、そのときに二人は英語で話すことがあ
対人関係の悩み	ります。私は英語がわからないので、何を話しているのかわかりません。「何を話
電話	しているの?」と聞いたら、二人は笑いながら走って行ってしまいました。昨日
	はすごく悲しくて、泣いてしまいました。私は友だちの悪口は言いたくなくて、
	お母さんや先生に相談すると、告げ口みたいになっちゃうので話せません。どう
	したらいいですか。
	【せたホッとから】
	「友だちの悪口は言いたくない」という優しい気持ちを受け止めながら、友だ
	ちとどうしたらもっと仲良くできるのかを一緒に考えました。
	「自分は英語がわからない」、「話せない」という考えが強かったため、まずは
	本人も知っている英単語を一緒に思い出していきました。すると、本人が思って
	いたよりもたくさんあることがわかりました。その英語を使いながら話したり、
	知らない英語をおしえてもらったりするのはどうかという提案をすると、「やって
	みる」という明るい言葉が聞けたので、電話を終えました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例⑦	【相談内容】
本人	隣の席の子が、うるさいし、ちょっとミスしただけでもバカにしてきたりして、
小学生	すごく嫌だけどやめてくれません。ランドセルを後ろから押されることもあって、
対人関係の悩み	びっくりするし、怖いです。
はがき	【せたホッとから】 はがきでの相談に対し、「せたホッと」から返事の手紙を書きました。返事の内容として、まず、はがきに相談を書いて送ってくれたことへの感謝と相談できる勇気があること、「せたホッと」も一緒に考えたいことを伝えました。授業中にうるさいと先生の話も聞こえず、勉強も楽しくなくなるのではないか、バカにされたら悲しい気持ちになるのではないかと想像しながら、嫌な気持ち、怖い気持ちに共感しました。ランドセルを押されると転んで怪我をしてしまう可能性もあるため、もしも怪我をした場合はすぐに先生に話してほしいと伝えました。また、隣の席の子に本人の嫌だという気持ちを伝えるためにも、大きな声で「やめて」と言ってみること、それでもやめてくれないときは、担任や保健の先生、スクールカウンセラーなど話しやすい先生に話すことを提案しました。もしも、先生にもうまく言えないときには、「せたホッと」が手伝うことができることも書き添え、本人が返事を送ることができるように新たな相談用はがきを同封し、返事の手紙を送りました。

[기타 기타	
相談者	
子どもの所属	相談及び調整の概要
相談の主な内容	THOUSE MATERIAL
相談方法	
事例⑧	【相談内容】
母親	子どもが学校配布のタブレットで動画を見てしまう。本来は見てはいけないと
小学生	言いたいが、止めづらい。学校でも見てしまうのではないか心配。どうしたらい
子育ての悩み	いでしょうか。
電話	【せたホッとから】
	母親がどんなことで悩んでいて、どういった対応をしてきたのかを整理しなが
	ら話を聴いていきました。子どもは、休みの日には四六時中動画を見ていて、最
	近は「学校行きたくない」とも言い始めている。せめて動画を見る時間を制限し
	ようとしたが、本人から「この動画を見ることだけが生きがいなの」と言われて
	しまい、なかなか厳しく言えないという話が出てきました。しかし、学校ではタ
	ブレットで写真を撮ったり動画を見たり、自由にしている子もいるようで、何か
	ルールを設けないと、本人も真似してしまわないか心配とのことでした。母親の
	苦労をねぎらいつつ、どのようにしていくのがよいかを一緒に考えていきました。
	まず、タブレットを使用するルールを保護者が決めるのではなく、子どもと一
	緒に決めることを提案しました。また、学校に行きたくない原因が他にあるので
	はないかということを尋ねると、下の子が生まれたばかりで「さみしい」と言っ
	ていたということを話してくれました。「せたホッと」からは、本人と過ごす時間
	をもう少し作ってみるのはどうか、「せたホッと」も子どもの話を聴けるというこ
	とを話し、電話を終えました。
	後日、本人からも電話があり、「お母さんが動画を見てはだめというけど、理由
	がわからない」という相談がありました。動画を見たい理由やどうしたら見ても
	いいよと言ってもらえるかなどを、本人と一緒に考えていきました。「もう一回お
	母さんに聞いてみます。ありがとうございました」という言葉が聞けたため、相
	談を終えました。

相談者	
子どもの所属	サロシャ T **を出来 ** ・
相談の主な内容	相談及び調整の概要
相談方法	
事例⑨	【相談内容】
母親	子どもの長期休暇中に父親と子どもが新型コロナウイルスに罹患しました。新
中学生	型コロナウイルスにかかった人への偏見が怖いので、学校には「保健所から家族
子育ての悩み	以外に濃厚接触者はいないと言われたので、陽性であったとはクラスメイトには
電話	伝えないでほしい」と伝えていました。しかし、子どもが休んでいる時に「コロ
	ナの陽性者が発生した」という話があったようで、今日子どもが登校再開すると、
	周りから「コロナだったのか」と聴かれ、困ってしまったようです。どのように
	対応すべきか相談したいです。
	【せたホッとから】
	まず、母親に対して新型コロナウイルスに罹患した家族を看病したことをねぎ
	らいました。そして、現在の子どもの様子や学校の対応について聴いていきまし
	た。子どもは、体調は回復したものの、クラスメイトが尋ねてくることに対して
	「嘘はつきたくないけど、偏見の目で見られるのはもっと嫌だ」と話しており、
	どう対応していいかわからないと悩んでいるようでした。学校へはまだ連絡して
	おらず、誰に連絡したらいいかもわからないとのことでした。
	まずは、本人がどうしたいかを聴いてみたうえで、親から担任の先生に対して
	相談することを勧めました。本人の「嘘はつきたくない」という気持ちが強い場
	合は、周囲にどのように説明するかを相談するのはどうかと提案しました。また、
	本人が「偏見の目で見られるのが嫌だ」という気持ちが強い場合は、学校全体で
	休みになっている生徒がほかにいれば、本人も「陽性者はきっとほかの学年の子
	かも」と話せるかもしれないので、担任の先生にその点を確認するのはどうかと
	伝えました。さらに、本人の気持ちを確認したうえで、「せたホッと」が学校とど
	のように説明するかを相談できることも説明しました。母親からは、「ありがとう
	ございます。やってみます」という言葉があり、電話を終えました。
1	

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

坦 数 2	
相談者	
子どもの所属	相談及び調整の概要
相談の主な内容	
相談方法	
事例⑩	【相談内容】
本人	自信がなくて、自分の意見を言うのが苦手です。自分のことなのに自信をもっ
高校生	て決めることもできません。自分の気持ちに蓋をして、周りの人の空気を読んで
心身の悩み	考えてばかりいる自分がもう嫌です。でも、逃げたくないので、もっと頑張ろう
メール・電話	としたら過呼吸になってしまい、つらいです。
	【せたホッとから】
	本人の気持ちに寄り添いながら、メールと電話で傾聴しました。クラスや部活
	動で友人関係が上手くいかず、人間不信に陥り、勉強もうまくいかず進路にも悩
	んでいたが、誰にも相談できずにいたとのことでした。これ以上独りでつらい思
	いを抱え込まないように一緒に考えようと伝えました。相談の過程では、空気を
	読むことは誰もができることではない本人の力であること、相談しながら乗り越
	えようとする勇気があることなど、持っている強みを一つひとつ伝えていきまし
	た。
	相談を続けるうちに、少しずつ考え方が変わってきた、前より気持ちが楽にな
	っていると話してくれました。自分は完璧主義で緊張が強いタイプだということ、
	話すことで気持ちの整理ができることなど、自分を客観的に見ることができるよ
	うにもなってきたとも伝えてくれました。自分の気持ちを大切にしながら、先生
	やスクールカウンセラーなど話しやすい先生に相談してみることを提案すると、
	担任に話すことができるようになったという報告があったため、またいつでも相
	談してほしいと伝え、見守りを続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

相談者	
子どもの所属	
相談の主な内容	相談及び調整の概要
相談方法	
事例①	【相談内容】
本人	習い事のスポーツクラブに、いつもとても怖い言い方をするコーチがいます。
小学生	ある時トラブルがあって、コーチから、その原因について何もしていない自分の
その他	せいにされました。そして、ものすごくひどい言い方でいろいろ言われ、とても
メール・面接	腹が立ち、傷つきました。言われた自分はとても傷ついているのに、向こうは平
	気な顔をしていて悔しい気持ちでいっぱいです。そのスポーツはすごく好きだし、
	このコーチの元では続けたくないけど、いまの気持ちのままやめたくないです。
	親とも相談しているのですが、どうしたらいいですか。
	【せたホッとから】
	本人の悔しさや怒りの気持ちに共感しながら、メールでのやり取りを続けてい
	きました。また、本人から親にも相談することができていて、つらい思いを一人
	で抱えていなくてよかったということを伝えつつ、親とともに話を聴かせてほし
	いと依頼したところ、一緒に面接に来てくれました。
	本人は今の習い事はやめたいけれど、傷ついた気持ちのままやめたくないし、
	疑われた友達にも自分はやっていないとわかってほしいとのことでした。親は、
	自分の子どもがそれだけ傷つけられたことを、親としてきちんとコーチと対峙し
	てきたが、改善がなされないということで困っていました。
	「せたホッと」から、今のコーチに対して「せたホッと」が本人と親の思いを
	代弁しに行けることを伝えました。ただ、改善には時間を要するかもしれないこ
	と、嫌なコーチのところに居続けると、そのスポーツ自体も嫌いになってしまう
	可能性があるので、違うコーチのところでそのスポーツを習うことなども含め、
	再度家族で検討してもらいたいと伝えました。
	後日、別のクラブチームへ習いに行くことにして、今のコーチとは今後かかわ
	らないことにしようと家族で決めたという報告があり、相談を終えました。

2 関係機関との連携

令和3年度の関係機関との連携活動回数は、398回*となりました。特に、学校や教育委員会との連携活動回数が令和2年度の2倍近い回数に増えました。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度に比べ、学校生活が少しずつ平常に戻り、オンライン授業から通常授業への移行や、行事や部活動が徐々に再開されたことなどがあると考えられます。コロナ禍で少なくなっていた人と人との接点が増え、「いじめ」や「学校・教職員等の対応」など学校との関係調整や教育委員会とも協働して解決を目指していく相談が増加していきました。

また、令和3年度より、「せたホッと」の相談方法に「はがき相談」 (p. 42 参照) が加わりました。その返事の受け取り方法として「学校に手紙がほしい」「住んでいるところに手紙がほしい」「電話がほしい」という選択肢があります。この中の「学校に手紙がほしい」を選んだ場合には、学校長へ電話し、子どもへの返信封筒は開封せずに渡してもらいたいこと、担任から本人へ渡す際には、周りの子どもたちに気づかれずに本人に渡すような配慮をお願いしたいこと、また相談の内容は守秘義務のもと開示できないことなどを連絡してからの発送になります。このようなやりとりも、学校との活動回数 231 回の中に含まれています。

世田谷区児童相談所との連携活動回数は、開設年度である令和2年度と比較して2倍に増えました。一時保護された子どもたちは、入所の際に、「せたホッと」へ手紙を送ることができる制度について説明されます。令和3年度は、この制度を使った手紙による相談が数件届きました。緊急性を判断しての通告や情報提供だけでなく、一時保護所の子どもからの直接の相談が増えたことが、連携回数の増加につながっていると考えられます。手紙を出してくれた子どもたちがどのような思いで手紙を書いたのかを詳しく聴くために電話対応や面接を行い、また、「せたホッと」が活動した結果についてもフィードバックを求めるかについても確認しました。

様々な理由から学校には行きたくないと悩む子どもたちの「心の居場所」として世田谷区内に 3ヶ所ある「ほっとスクール」**との連携も増えており、見守り支援を行っています。家庭に関 する相談では、相談者の了承をとりながら、「子ども家庭支援センター」***との連携を大切にし ています。

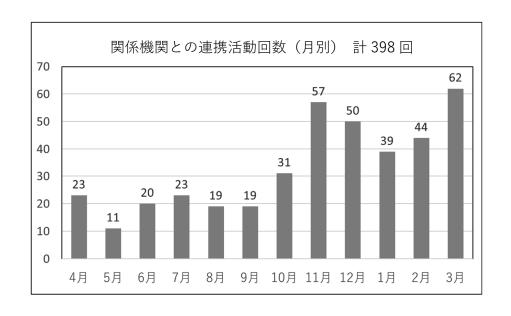
その他の活動回数の中には、学校支援の学生ボランティアとの協力もあります。子どもたちの 最善の利益のために関係機関との連携を行っています。

*初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは、398回の中に含まれません。
**「ほっとスクール」とは、心理的な理由などで登校できないでいる、区内在住の小・中学生の
ための「心の居場所」です。学校生活への復帰や自分らしい進路の実現に向けた支援を行ってい
ます。世田谷区内には、「城山」「尾山台」「希望丘」の3ヶ所にあります。

***「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。

関係機関との連携活動回数(やり取りを行った回数)

関係機関	活動回数
学校	231
世田谷区児童相談所	61
世田谷区教育委員会	46
世田谷区役所関連窓口	17
世田谷区子ども家庭支援センター	15
ほっとスクール	10
希望丘青少年交流センター(アップス)	1
他自治体関係機関	5
その他	12
総計	398回



Ⅳ 広報·啓発活動

1 広報・啓発

機関を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学 校・高校等、関係機関等	
リーフレット (小学生用)	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学	約73,000枚
リーフレット (中学生以上用)	6月	校・高校等、保育園、幼稚園、児童養 護施設、児童館、図書館等の子ども関	配布
広報用カード	6月· 10月	連施設、出張所、病院等の関係機関	約70,000枚 配布
相談はがき	6月・ 10月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等 の子ども関連施設、病院等の関係機関	約134,000枚 配布
活動報告書	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約2,000部 配布
機関紙「せたホッと レター」第 16 号	1月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関※区内学校は全児童・生徒を対象に配布	約108,000部 配布
メモ帳 クリアファイル 消規 の ボールペン キー 五角形消しゴム	随時	イベント参加者、視察等来訪者等	

項目	実施時期	内容	備	考
その他の活動				
擁護委員会議	月2回程度	広報・啓発活動の方針及び内容の検討	24 回	
いじめ予防授業※	7月·11月 1月	区立・私立小中学生等を対象に子ども サポート委員による授業を実施	4校	
中学校での講演	12 月	子どもの権利について、中学生に向け 講演を実施	1校	
ホームページ	随時	「せたホッと」の最新情報、活動等を 随時更新		
活動報告動画配信		令和2年度の活動報告を動画により 配信		

^{※「}いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に 予防をすることと考え、学校に出向き、<u>いじめは人権侵害として絶対に許されないこと</u>を理解してもらうこ とを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

2 視察受入れ

子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日程	視察団体等
5月21日	小金井市 子ども家庭部 児童青少年課
7月20日	中野区 子ども教育部 子ども・教育政策課
11月 4日	世田谷区子ども子育て会議委員
11月 5日	荒川区 子ども家庭部 子育て支援課
3月28日	那覇市議会議員

3 関係機関との意見交換

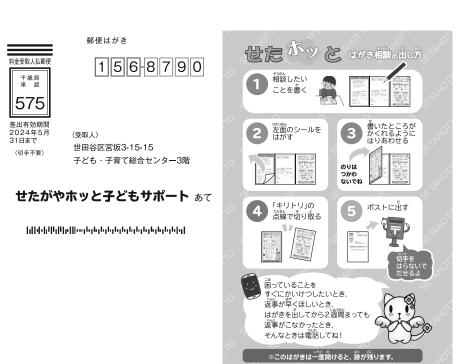
世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、積極的に意見交換しました。

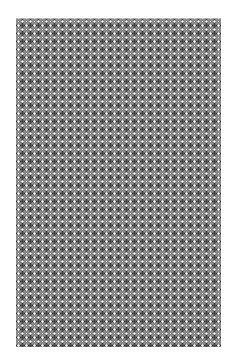
日程	会議名等	担当
12月22日	いじめ防止等対策連絡会	委員
1月12日	要保護児童支援協議会(全区)	委員

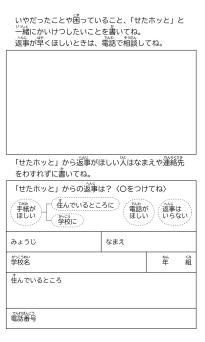
せたホッと はがき相談

令和3年度から新しい相談方法として実施







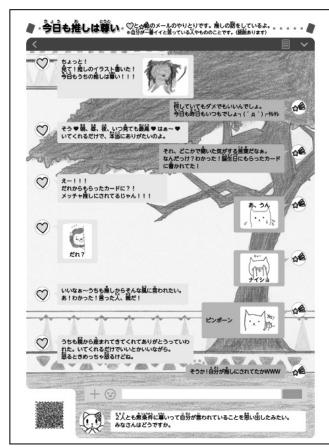


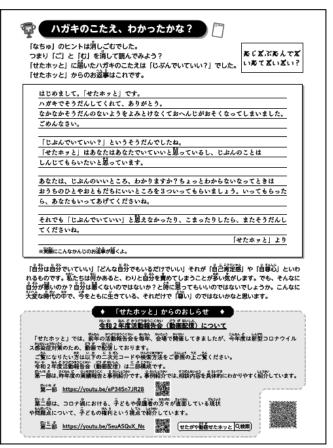


機関紙せたホッとレター 16号(2022年1月発行)









Ⅴ メッセージ、相談者からの声

1 子どもサポート委員

子どもの意見、親の意見 ~いじめの場面での意見表明権から子どもの最善の利益を考える~

子どもサポート委員 平尾 潔

はじめに

いじめの相談は令和3年度45件を数えました。全体の15.0%で、例年同様、高い比率を占めています。いじめについて、相談者の意向を踏まえて、「せたホッと」が学校などに直接出向き、関係調整を行うこともあります。私は弁護士として、自分の仕事でもいじめの相談を受けていますが、同じように子どもの意向を確認してから、学校に関係調整に出向きます。実は、この意向確認のときに、少し気になることがあります。

子どもの意見表明権

いじめに限らず、「せたホッと」では、子どもの意見を必ず確認することにしています。 これは、子どもの権利条約に、意見表明権(12条)が規定されていることに基づいていま す。

同条には、次のように規定されています。

- 1項 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。
- 2項 この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続き規則と一致する方法で、自己に 影響を与えるいかなる司法的および行政的手続きにおいても、直接にまたは代理人も しくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

(国際教育法研究会訳。以下同じ)。

この条文では、何でも子どもの意見を聞き入れるべきとは書いてありません。まず、「自己の見解をまとめる力のある」ことが要件の一つとされています。また、子どもの見解は、「年齢および成熟に従い、正当に重視される」とされており、常に子どもの意見をそのまま取り入れるべきとは規定されていません。

しかしながら、これらの制限を必要以上に重視し、子どもの意見を軽視していいわけではありません。能力や年齢等を問わず人間的な意思を尊重していくことが実践原理にかなっており、自己の見解をまとめる力の促進のために積極的な取り組みが必要であるとの指摘もありますⁱ。子どもの意見表明権は、「まだこの子には意見をまとめる力はない」などの理由で安易に軽視、無視されるべきものではないのです。

子どもの最善の利益

子どもの意見表明権と密接な関係にあるとされるのが、子どもの最善の利益(子どもの権利条約3条)です。同条約3条1項には、

「子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」

と規定されています。

子どもにとって何が最善か、という子どもの最善の利益を考えるとき、子どもの意見の実現こそが最善の利益というケースがあります。子どもの最善の利益の確保において、「子どもの意思の尊重」の視点を欠かせない条件のひとつにしようとした努力の後に、子どもの意見表明権を独立条文化した経緯がありますⁱⁱ。このように、最善の利益と意見表明権は相互に影響しあう、強く結びついた関係にあります。

本来的には、子どもの意見を中心に子どもの最善の利益を考えるべきですが、我が国では、子どもの最善の利益を子どもの意見を確認せずに大人が考える、という現象が時折見られます。平易な表現を用いれば、「この子はまだ子どもだから、大人がよりよい解決を導くべきだ」という考え方が入り込む余地が出てくるのです。

子どもの意見と保護者が考える最善の利益の乖離

往々にして、子どもの意見が、保護者の考えと異なることがあります。

いじめのケースを例にとって考えてみましょう。保護者は、自分のこと以上に一所懸命になり、時として感情的にもなります。たとえば、これは架空の例ですが、わが子がいじめられた、子どもは学校に行くのも怖がっているようだ、ならばいじめをした子には転校してもらうしかない、せめてクラスからその子を排除してもらわなければ。こんなに一所懸命に訴えているのに、その言い分を担任はまともに取り合ってくれない。こんな担任は信用できない、担任も変えてもらおう、訴訟も起こさなければ、刑事告訴もしなければ、といった具合に、要求がどんどん拡大していき、いじめの解決がより困難になっていくケースも見受けられます。

私が冒頭で「気になる」と書いたのは、この、保護者の行動が、必ずしも子どもの意見と一致していないことがあるという点です。うちの子は気が弱いから、保護者である自分がしっかり交渉しなければ、という強い思いは、子を思う深い愛情からきています。子どもの権利条約に照らして換言すれば、子どもの最善の利益を、保護者なりに考えて活動している、ということになります。

そして、それが子どもの意向と一致しているのであれば、それに従って保護者が動くことは理解できます。ただ、子どもに聞いてみると、保護者の意向とは異なることも少なくありません。「いじめた子にちゃんと謝ってほしい」「もうしないと約束してほしい」といった意見が出てくることもあるのです。いじめの当事者は子ども自身であり、学校、学級という場

所も子ども自身が生活する場です。その中で子ども自身が自分の意見を述べることは、学齢が低くても十分可能であると私は考えます。であれば、大人はその意見を「正当に重視」すべきではないでしょうか。

保護者の役割とは

いじめ問題の当事者は子どもです。いじめに関しては、子どもの個性もありますが、基本的には自分の意見を述べるだけの力はあると考えてよいでしょう。その子の意見を中心に置いて、教師と保護者が、それぞれ役割分担をして、子どもの望むことをどうかなえていくかという目標を持って協力し合うことが、本来望むべき姿ではないでしょうか。そのような方向性を実現できるように、「せたホッと」も子どもの意見に耳を傾け、それを基本として活動していくことを肝に銘じたいとあらためて思います。

i 喜多明人他編「逐条解説 子どもの権利条約」2009 日本評論社 p 104

ii Ibid. p100

2 相談:調査専門員

変わりゆく時代の中の子どもたちとこれからと

相談・調査専門員 小出 真由美

はじめに

令和3年度の活動報告書なので、本来であれば令和3年度に寄せられた相談の中からいろいろ感じたことを例年書いているのですが、今回は専門員として最後の原稿となるため、これまで寄せられた相談も含めて書いていきたいと思います。

民法の懲戒権と児童虐待防止法の矛盾

私は、社会福祉士として、社会福祉法や児童福祉法などに基づいて対応を考えていくことが多いです。それらの法律は戦後70年近く小さな改正ばかりで、法律としては旧態依然としていました。平成の時代に大きな改革ともいえる法律改正がなされました。この改革により、現場の社会福祉のニーズに即した法律に年々改正されているところです。人が生きることと直結する法律はそれくらい改正がなされてもいいのかもしれないと思わされています。その後、虐待防止法においては、女性(DV防止法)を筆頭に、児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止と相次いで法律が制定されていきました。

その中で、児童虐待防止法はできたものの、児童の虐待による死亡のニュースはなくならずに「しつけ」という言葉で子どもが亡くなっていきました。それが民法の中にある懲戒権だと以前からずっと気になっていました。児童虐待防止法と民法の懲戒権の矛盾関係をなくさない限り、子どもはいつまでたっても親の「しつけ」の下で苦しい思いをし続けることになり、子どもの権利保障どころではないと思っていました。今後、この民法の懲戒権が削除されるという方向で、国が動き出しているというニュースを聞きました。明治時代の民法と平成時代の児童虐待防止法との矛盾がこの令和という時代に、決着がつくようなので本当に良かったと思っています。

「せたホッと」での児童虐待だろうと思われた相談の多くは、「親の期待」によるものと思われました。「親の期待」の下、子どものためにと習い事をさせていることも教育虐待につながるかもしれません。例えば、子どもたちが「習い事が多くて疲れちゃう、どうしたらいい?」「やめたいって言ってもやめさせてもらえない」と困り果てて相談してくれて、「せたホッと」としては何とかしたいと思って、子どもとともにどうしたらいいかを考えてきました。子どものために保護者の理解を得るにはどうしたらいいかということを考えるのはとても難しいことです。なぜなら、保護者が「子どものことを思って、習い事をさせている」と子どもたちに伝えていて、子どもたちもとてもよくわかっているからです。でも、頑張りの限界を迎えると「親の期待」に応えられない自分への様々な思いや親の思いに反していいのかなどの思いに押しつぶされそうになって相談してくれました。それらの「親の期待」というのは「魔法の呪文のような強さ」¹があって子どもを縛ってしまうと鴻上尚史さんの本にありました。この期待は虐待だけにとどまりません。

教育を受ける権利と登校

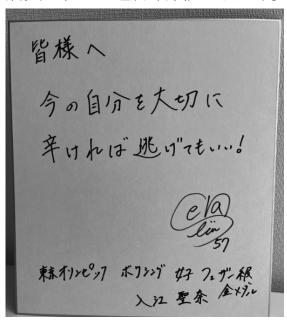
コロナ禍2年目、東京都の新型コロナウイルスの感染状況が悪化すると、世田谷区では通常授業とオンライン学習の選択制が実施されていました。登校することだけが当たり前ではなく、学びの機会が保障されたことで、今年度はこんな声もいくつか聞こえてきました。それは、「実はずっと我慢して登校してた」「学校行くより家にいたい」「コロナ禍、家の居心地の良さを知ってしまった」というものでした。「ステイホーム」という、こちらもまた「魔法の呪文のような強さ」を持つ言葉が生み出したのは、家を出ないで何でもできる社会でいいのではないかという社会活動の変革でもありました。おとなたちも、社会からリモートワークを求められて、子どもたちもオンライン学習を選択できて、家にいられて、家の居心地がいいというのは、家にいたくないと思う児童虐待とは大きく異なり素敵な話です。

しかし、子どもの悩みはそこから発生してきます。その悩みは「登校がしんどい、できれば行きたくない、けど行かないとならないと思うと、体調が悪くなって動けない」といういわゆる不登校に関する相談です。コロナ禍、全国的に不登校の人数が増加したというニュースもありましたが、令和3年度、「せたホッと」における不登校に関する相談は多かったと感じています。保護者からの相談は、例年同様に、学校への対応や子どもの対応などの相談が多かったです。一方、子どもからは例年、何らかの理由があって「登校したくない」というものが多いのですが、「家にいたい」という理由は、このコロナ禍が生み出したもう一つの思いになったと感じています。

コロナ騒動になる以前には、学校に行くのが当たり前で、長期間行かない・行けないと「不登校」になっていました。コロナ禍、登校せずとも教育を受ける権利を保障されていくと、学校という学びの場以外の場を用意されたことで、前述の子どもの声からも、本当にホッとしている子どもたちも多かったのだと気づかされました。

そして、それを元通りに戻そうとするときに出てくるのが、以前のように通えるようになるのではないかという「親の期待」です。親は登校するだろうと子どもを見ていて、子どもは登校するだろうと思われていると感じてきちんとわかっています。だから、「登校しないと…だけど、行けない」という不安に押しつぶされそうになって相談してくれました。その相談の時、心がけたのは「どうしたいか?」という問いです。相談者である子どもは学校へ行きたいのか、行きたくないのか、それによって一緒に考える道筋が変わっていくからです。しかし、「自分は行きたくないような気もするけれど、親のためにも行かないとならないし、行った方がいいというのもわかっているけれども、だからって本当に行きたいかどうかというと…」「まったくどうしたいかわかりません」ということで、その場から動けずにいる子どもも少なくなかったです。「親の期待」と「自分の思い」に挟まれて身動きできないところを動かすには、「親の期待に応えたいと思っていることが素晴らしい。学校へ行こう、頑張ろうと思うことも素敵なこと。でも、一番は自分自身を大切にしてもらいたい。」と伝えてきました。私がこの言葉で用意したのは、第三の選択肢というところだと思います。学校へ行く、親の期待に応えるという道か、そうでない道か選ばないといけないと思っている

ところに「自分を大切にする」という道を加えているのです。その先に、学校へ行く選択があるかもしれないし、学校に行かないという選択があるかもしれませんが、いずれにしても、自分を大切にした結果、自分で「よかった」と思えることを選んでもらうことが「せたホッと」の相談においては一番いい方法だと思っています。それを証明するかのように、「せたホッと」の受付には、令和3年の東京オリンピックでボクシングの金メダリストの入江選手の素敵なメッセージ色紙(写真)があります。いらしたときは見ていただきたいです。



未来の教育と「せたホッと」

ノーベル平和賞を受賞されたマララ・ユスフザイさんが国連ユース集会でのスピーチに「すべての子どものすばらしい未来のためには、学校と教育が必要です。平和と教育を求めて、わたしたちは活動を続けます。だれもわたしたちを止めることはできません。権利を求めて声をあげれば、世の中はきっと変わります。声には力があることを信じてください。世界を変えることだってできるのです。なぜなら教育を求める人々の心はひとつなのですから。」 ii とありました。

日本では学校がすべての子どもたちに用意されています。とはいえ、大きな障害がある子どもや病気のために療養せざるを得ない子どもたちへの学びの保障は道半ばと言えるところもあります。一方で世田谷区では、それらの子どもたちへの支援もはじまりつつあります。明治時代からの民法が変わろうとしたり、コロナによって社会活動自体のあり方が変わっていったりしている昨今、日本の子どもたちが求める教育のあり方もきっと変わっていくのだろうと思っています。マララさんが言ってくれているように、これから先、子どもたちが学ぶことに対して、子どもたち自身が声をあげて変えていくのではないかと思います。世田谷区にかかわる子どもたちが、学びたい方法で学んで素晴らしい未来へ羽ばたいてい

けるよう、子どもたちの教育に関する困った思いや変えたい思いなどを気軽に「せたホッと」 に話してもらいたいです。「せたホッと」はその思いにいつでも応えていくところです。い つでもお話を聞かせてください。

おわりに

「せたホッと」が開設されるときから、令和3年度まで相談・調査専門員として勤めさせていただきました。時に相談者に私が救われながら職務を行えたことは、幸せな仕事だったと感じています。これから先、子どもの権利侵害などが無くなって、すべての子どもたちが幸せに暮らせる社会となることを願っています。

i 「親の期待に応えなくていい」 鴻上尚史 小学館 YouthBooks 6p

ii 「マララさんこんにちは 世界でいちばん勇敢な少女へ」 文:ローズマリー・マカーニー 訳:西田佳子 西村書店

⁽引用文献は子ども向けの書籍です。子どもたちに読んでもらえたら幸いです。)

「子どものちから」は、無限大!

相談・調査専門員 田中 由美子

子どもからの相談の中で、とても多い相談は「『やめて』と言っても、やめてくれません。 どうしたらいいですか」という相談です。せっかく勇気を振りしぼって「やめて」と伝えて も相手がそれを聞いてすぐにやめてくれないと意味がありません。

私の娘も相談者の子どもたちと同じようにこんな経験をしています。娘の髪は、とてもクセのある髪型です。これは、生まれた時からのもので、見た目でいうとカーリーへアというのでしょうか。チリチリとした強いカールをした髪型です。どこへ行くにも人の視線が集まり、時には指をさされながらクスクスと笑われ、「どうしてなんだろうか?親とは同じではないし、親の趣味でカーリーへアにさせられているのだろうか?」と囁かれたこともありました。そんな経験と出くわすたびに、親子で落ち込み、辛い日々を送っていました。

また、小学校に入学して間もないころ、娘の髪型を男の子から、「何でお前はそんな髪なんだ?変な髪だなあ」「まるでブロッコリーみたいだから、お前をブロッコリーちゃんと呼ぼう!」などと言われたことがありました。それに対して娘は、一生懸命自分の髪型について説明をして、何回も「そんなこと言わないで!」「やめて!」と伝えたようです。しかし、からかいや悪口は止まらず、エスカレートしていきました。そして娘の我慢も限界になり、最後には男の子をグーパンチで殴ってしまいました。

その男の子はビックリしたものの、びくともせず仁王立ちしていました。かたや娘は、「わぁーー・!」と大声で泣いてしまいました。教室は大パニック。「どうした?なんだ?」と周囲の子どもたちは駆け寄り、ある子は急いで先生を呼びに行きました。先生は男の子と娘から事の経緯を聞き取りました。娘からは、特に気持ちの部分を丁寧に聞いてくれたようです。また周囲の子どもたちからも目撃情報を集めました。周囲の子どもたちは一生懸命それぞれが見聞きした状況を説明してくれたようです。その後、先生は男の子と娘から了承をとり、クラスで謝罪の会を行いました。

先生がクラスみんなに話したのは次のようなことです。

「友だちの容姿、身体についてのからかいや悪口は、絶対に言ってはいけない事です。なぜなら、それを言われた人はみんなとても傷つき、つらくて悲しくて泣きたくなるからです」「でも言われて嫌だった、つらかった、悲しかったから人を『殴っても良い』ということにはなりません。暴力はどんな人にも絶対にやってはいけないことなんです」「もし相手に嫌なことを言われたら、先生に伝えてください。先生があなたの嫌だという気持ちを伝え、『やめてください』と注意します」

そして、先生は、クラスのみんなにこんなことも伝えました。

「もし、お友だちに『やめて』と言われたら、すぐにやめてください。『やめて』という

のは、『もうやらないで。助けて』と叫んでいるのです。また、みんなのまわりで、誰かの 『やめて』を聞いたら、『どうしたの?大丈夫』と聞いてそのお友だちを助けてあげましょ う」

娘はこの日以来、何度となく「やめて」を大きな声で叫び、周りにいる人たちに助けてもらいました。数年後の4年生のときにも、自分より大きな6年生に全く同じことを言われてしまいましたが、「やめて」と大きな声で叫び、周りの先生や友だちに助けてもらいました。こうして娘は、一人ではできないことでもまわりに協力を求め、様々な困難を乗り越えるようになっていきました。娘の成長を傍らで見ていて思うのは、子どもの吸収力はすごいということです。入学当初はどうしたらいいか分からずパニックになっていた娘が、数年後には周りに助けを求めるという解決方法を習得していたのです。ここで習得した「ちから」はその後の人生においても、大きな財産になっていると感じています。そして、子どもが習得できる「ちから」は無限大だと思っています。

相談の中には、「友だちや家族を守りたい」「なんとか自分で助けたいがどうしたらいいか」という相談もあります。友だちや母親の SOS にすぐに気づき、悩みに悩んだ末の相談です。子どもによっては、友だちや母親が受けたつらい出来事を、まるで自分のことのように受け止めてしまい、苦しくなってしまっている場合もあります。そんな状況でも、勇気を出して相談してくれることがあります。その「ちから」も本当に大切にしたい「ちから」です。SOSに気づき「助けたい」と思える「ちから」をもった子どもたちがいるからこそ、子どもは安心して「助けて」が言えるのです。

今日も子どもたちから「『やめて』と言ってもやめてくれません」という相談が入った場合には「やめて」と言えたことの勇気をたたえ、そのことをもっと大きな声で言って周りに知らせることもできるか、「やめて」と仲良しの友だちと一緒に言えるかなど、子どもたちと一緒に考えながら、一人ひとりの子どもの「それならできる」を探し、「子どものちから」を増やしていきたいと思います。そして、子どもたちの無限大の「ちから」にしっかり対応できるように、私の相談を受ける「ちから」も無限大になるよう日々努めていきたいと思います。

3 相談者からの声



ぼくは学校でよくいじめられてました。

そして、毎日ものすごく辛かったです。いつも一人でトイレでないていました。そして、とてもつらくて学校に行けなくなりました。

その時に母が「せたホッと」と言う相談場所につれてってくれました。

そして相談前、きんちょうしました。

だけどものすごく辛かった事なのでゆう気をふりしぼって相談しました。

相談している間とてもやさしく話を聞いてくれてとっても話しやすかったです。

相談が終わった時とてもスッキリした気持ちになりました。その後も様子を見に学校に来てくれま した。校長先生ともたんにんの先生にも話してくれました。

よくなるまで、なんかいもくり返してくれました。電話もくれました。

とても気持ちがすくわれました!

「せたホッと」のおかげで学校に行けるようになりました。

今はとてもたのしいです!!!!!

「せたホッと」には人生がすくわれました。

「せたホッと」は気軽に話せました。なぜならぼくのすきな事を話してくれたからです。

話し方がやさしかったです。

つぎまたいじめられたらぼくは「せたホッと」に行きたいです。

ありがとうございました◎

「せたホッと」から

初めて「せたホッと」に相談に来たとき、「一人で話したい」と力強く言っていたことがすごく印象的でした。小学校低学年の子が一人で話すということは、とても強い意志と勇気が必要です。この言葉に、委員も専門員もとても勇気を感じ、お話を聞かせてもらいました。ご家族の方も、勇気のこもったその言葉を信じ、一人で話をさせてくださったのだと思います。子どもを信頼する力が、子どもの勇気にもつながります。ご家族の方の支えもあって、「せたホッと」がこうやって話を聴けているんだなと思いました。

そして、何回も電話や会って相談してくれましたね。そのたびに、自分の気持ちをしっかりと自分の言葉で伝えてくれ、「せたホッと」が話すことにも耳をかたむけてくれました。自分の気持ちをだれかに伝えることは、誰しもができることではありません。それ以上に、ちゃんと相手の話を聴くというのは、できる人は少ないです。その力があったからこそ、いま楽しい学校生活が送れているのだと思います。

これからもっともっと素晴らしくかっこよく成長していくと思います。たまに顔見せに来てね。いつでもどんなことでも相談待っているよ。相談してくれてありがとう。

おわりにかえて 相談活動ってなーに?

サポート委員 月田 みづえ

子どもサポート委員(擁護委員)として相談活動を続けてきましたが、相談活動はどのようなものなのか?

世田谷区子ども条例の第3章第16条に、擁護委員の仕事が書かれています。

子どもの権利の侵害について①相談と必要な助言や支援 ②調査 ③権利侵害を取り除くための調整や要請 ④権利侵害を防ぐために意見を述べる ⑤権利侵害を取り除くための要請と防ぐための意見の内容を公表する ⑥権利侵害を防ぐための見守りを支援する ⑦活動内容の報告と内容を公表する ⑧人権擁護についての必要な理解と広報です。

この子ども条例における擁護委員の仕事について、私見ですが、社会福祉領域における相談活動—ソーシャルケースワークの理論から示唆されることがあるのではないかと感じています。その観点から雑感を述べさせていただきたいと思います。

(1) ソーシャルケースワークとの類似点

ソーシャルケースワークの初期の体系的理論家として有名なリッチモンドは、次のように述べています。「『ソーシャルケースワーク』は、さまざまな人々のために、さまざまな人々とともに、さまざまな事柄を行う。ソーシャルケースワークは特殊化し多様化していく。一方、『社会改革』は、さまざまな人々のために、同じことを行う手法を発見していくことによって一般化・多様化していく。そして Social well being に到達していく」(Richmond 1915:43)としています。

擁護委員の仕事は、子どもの権利の侵害にフォーカスされますが、子ども条例第 16条の①から③は、リッチモンドの定義に照らし合わせると『ソーシャルケースワーク』の説明に相当し、一方、条例の④⑤⑦⑧は、制度・政策に働きかける手法という意味で、『社会改革』に通じるといえるでしょう。なお、条例の⑥の見守りについては、リッチモンドの定義にそのような概念があったか、検証が必要です。

リッチモンドによれば、『ソーシャルケースワーク』は、特殊化、多様化していくものであり、『社会改革』は、一般化・多様化していくものとしています。さらに、その過程を通じて、Social well being(自分らしく幸せに生きる、筆者注)に到達することを目指す点も類似していると思います。

実際に、擁護委員の相談活動のなかで、個別の相談では、一般化・共通化できる内容を含んでいますが、個々の事情は千差万別であり、特殊化、多様化する傾向にあると感じています。そのうえで、意見表明などの活動は、個々に相談された課題から共通点を導き出して、普遍化し、制度・政策の変革につながるよう一般化・多様化する過程といえるのではないでしょうか。リッチモンドは、100年以上前に、この定義を書いています。『ソーシャルケースワーク』も『社会改革』もその内容は、今の時代に、より複雑になり、一層特殊化しながら多様化していくと考えます。

(2)「子どもの最善の利益」は、だれもがもつ基本的な権利「人間の安全保障」のうえになりたつ

相談を受けるなか、子どもたちが話す感情でめだつのが、権利の侵害者に対する恐怖心です。過去に受けたいじめや脅し、それにつながる身体的あるいは心理的な暴力を忘れることができず、また起こされるのではないかという不安感によってもたらされます。権利の侵害者は、友達や教員、保護者など多岐にわたります。人はだれでも安全に安心して日々を過ごしたいと願うし、過ごす権利をもっています。だれもが、このような恐怖やそのもとになる欠乏から自由であり、尊厳をもって暮らすことができる「人間の安全保障」を求める権利をもっています。子どもの権利条約でうたう「子どもの最善の利益」を保障するという大人の誓いは、この「人間の安全保障」のうえになりたつものといえます。21世紀にあって、信じられないことではありますが、他国による侵略によって、だれにとっても保障される基本的人権が根こそぎ奪われる、想像を絶する現実が起きています。きれいごとに聞こえ、解決にはつながらないと考えられるかもしれませんが、あえていえば、平和ななかでも、虐待や体罰をはじめとする心身に対する暴力的行為、力による抑圧や支配を感じることは、多くあります。このような行為は嫌だし、社会からなくしたいと肌感覚で感じとることができるような感性を幼少期から育てることの大切さを痛感します。

(3) 当事者が解決できない問題なのに、第三者が役に立つ?不遜では?

急激に変化する時代では、一般的に、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化は、私たちに利点をもたらすと同時に、地域の絆や支え合いの希薄化、困難化につながるといわれます。そのなかで、だれでもが、社会的に解決したい問題をかかえることが増え、第三者による相談が求められる時代です。「ひとりで悩まないで」、「かかえ込まないで」と私たちが訴えるのは、価値観が多様で、複雑化する社会であるだけに、当事者だけで解決することが困難なことが多くなっていると思えるからです。他人に話すことで、自分の考えや気持ちが整理できます。また、虐待やいじめを受けたという相談で、「あなたは悪くない」といわれて、「救われた」、「気が楽になった」という声を聴くことがあります。おそらく、他人から自分の行為が肯定され、心を占拠していた悩み、おそれ、怨念、自責の念から解き放たれたと感じるからではないでしょうか。

ソーシャルワークのグローバル定義では、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。(中略)ソーシャルケースワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」 üとされています。

戸塚(2019:171~173)は、ソーシャルワークにおいて、ファクトベースの問題解決法だけでは、もはや機能しない。不安定、不確実、複雑、曖昧(「VUCA」)で表現される現況では、物ごとの因果関係を静的でシンプルな枠組みで整理できず、直覚的に把握される「解」を試行錯誤しつつ、最適な「解」を"動的"に模索していく手法が注目を集めてきている。一

定の手法さえ学べば、サービスをある程度誰もが提供可能になるものとは一線を画すと述 べています。さらに、グレンを挙げて、「ケースワークはじょじょに形づくられていくアー トであ」るが、「(中略)ケースワークの場合、何かを創造するというよりは(何かから)解 き放す,あるいは自由 にしていくのであ」(Glenn 1913:361)る。と説明しています…。 バワーズivもいうように、相談活動(ソーシャルワーク)においてアート(art)で表現され るような相談者の感性を豊かに刺激する情緒的で自己実現的なアプローチが大切になると 考えます。

戸塚(2019:171~175)は、既存のサービス利用という切り口でしか相談を受けられず、 難しいことや、ややこしい問題には、初めから踏み込まない実態に警告を発しています。 そして、前述のリッチモンドをはじめとする 100 年近く前の多くの文献に、現代にそのま ま通じる相談援助の基本軸、①人間性に関わるものであること,②当事者を解放したり 自 由にしたりしていくこと、③さまざまな人とさまざまなことを行うプロセスを共に歩むこ とが打ち出されていると述べていますv。

相談を受ける際に、「想像力」「創造力」「洞察力」が求められますが、本当に難しい課題 です。相談してくださった子どもたちの自尊心を高める援助になっているのか、お一人おひ とりの「声」に隠されている「真の声」と真摯に向き合うことができているのか、絶えず、 切磋琢磨していかなければならないと思います。今後とも、「せたホッと」の活動が発展で きますように、ご支援・ご指導をよろしくお願いいたします。

注:

参考文献:

編著 松本武子『ケースワークの基礎』、誠信書房、1967年8月31日

i 戸塚法子 「ソーシャルワーク・アプローチのパラダイムシフトは起こりうるか―相談方法論の足跡に何 らかの手がかりを求めながら一」淑徳大学 総合福祉研究 NO23 2018 年度、P. 173、引用文内の『』は、 筆者が追記した。

iihttps://www.iassw-aiets.org/wp-content/uploads/2015/11/SW-Definition-Japanese-translation.pdf iii 戸塚、同上、PP. 171~173

^{iv} バワーズは、「個別援助技術は、利用者とその環境の全体またはその一部との間に、よりよい適用をも たらすのに役立つような個人の内的な力及び社会の資源を動員するために、人間関係についての科学知識 と対人関係における技能を活用するアートである」と述べている。(「ソーシャルワークの本質と定義」 -1949年)、http://welfare-social.cocolog-nifty.com/blog/2009/11/post-cad2.html v戸塚、前掲、PP.171~175

VI 参考資料

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日 条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号

平成26年3月7日条例第14号 令和2年3月4日条例第11号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 基本となる政策 (第9条 - 第14条)

第3章 子どもの人権擁護(第15条―第24条)

第4章 推進計画と評価(第25条・第26条)

第5章 推進体制など(第27条―第31条)

第6章 雑則 (第32条)

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向 けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つ ことができるよう基本となることがらを定 めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳 になっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

- 第3条 この条例が目指す目標は、次のとおり とします。
 - (1) 子ども一人ひとりが持っている力を 思い切り輝かせるようにする。
 - (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
 - (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一 緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、 将来への可能性を開いていくため、地域の社 会と一体となって、活動をしていくよう努め なければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

- 第8条 区は、子どもについての政策を総合的 に実施します。
- 2 区は、子どもについての政策を実施すると きは、保護者、学校、区民、事業者などと連 絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

- 第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、 安らぐための場を自分で見つけることがで きるよう必要な支援に努めていきます。
- 2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な 支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくる などしていろいろな意見をきき、子どもが自 主的に地域の社会に参加することができる 仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

- 第12条 だれであっても、子どもを虐待しては なりません。
- 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たち と連絡をとり、協力しながら、子育てをして いる家庭に対し、必要なことを行うよう努め ていきます。
- 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と 安全を守るため、児童相談所と子ども家庭 支援センターの強力な連携のもと、子どもや 子育てをしている家庭に対する適切な支援 と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう 努めていくとともに、子どもや子育てに係る 関係機関、自主活動をしている団体などと連 絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

- 第13条 だれであっても、いじめをしてはなり ません。
- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区 民に必要な理解が広まるよう努めていくと ともに、いじめがあったときに、すみやかに 解決するため、保護者や地域の人たちと連絡 をとり、協力するなど必要な仕組みをつくる よう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を 強め、子育てをしている人たちのために必要 なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

- 第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。
- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権に ついて見識のある人のうちから区長と教育 委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、 再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

- 第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。
 - (1) 子どもの権利の侵害についての相談 に応じ、必要な助言や支援をすること。
 - (2) 子どもの権利の侵害についての調査 をすること。
 - (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
 - (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意 見を述べること。
 - (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
 - (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見 守りなどの支援をすること。
 - (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
 - (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、 子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、 教育委員会、保護者、区民、事業者など(以 下「関係機関など」といいます。)と連絡を とり、協力しながら、公正かつ中立に仕事を しなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的 のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の 秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞 めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

- 第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。
- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の 仕事に協力するよう努めなければなりませ ん。

(相談と申立て)

- 第19条 子ども(次に定めるものとします。)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。
 - (1) 区内に住所を有する子ども
 - (2) 区内にある事業所で働いている子ども
 - (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、 通学、通所や入所している子ども
 - (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

- 第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。
- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。
- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めると きは、子どもと関係機関などとの神介をする など、子どもの権利の侵害を取り除くための 調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認め

- るときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。
- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、 その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。
- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して 要請をしたときや意見を述べたときは、その 対応についての報告を求めることができま す。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、 意見、対応についての報告の内容を公表する ことができます。この場合においては、個人 情報の保護について十分に配慮しなければ なりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会 に活動の報告をし、その内容を公表するもの とします。

(擁護委員の庶務など)

- 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で 行います。
- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調 査専門員を置きます。
- 3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相 談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の 意見が生かされるよう努めなければなりま せん。
- 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効 に進めていくため、推進計画に沿って行った 結果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

- 第27条 区長は、子どもについての政策を計画 的に進めていくため、推進体制を整備します。 (国、東京都などとの協力)
- 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための 環境をつくっていくため、国、東京都などに 協力を求めていきます。

(雇い主の協力)

- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに 配慮したものであるよう努めていくものと します。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに 関わる活動や子育てを支える活動へ従業員 が参加することについて配慮するよう努め ていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、 すべての区民に理解してもらうよう努めな ければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

衛 貳

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

南蓟

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。

南 前

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

南新

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号 **改正** 平成28年1月29日規則第14号 令和2年12月8日規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例(平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意 義は、条例において使用する用語の例による。 (兼職の禁止)
- 第3条 擁護委員(条例第15条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。)は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

- 第4条 申立て(条例第19条に規定する権利の 侵害を取り除くための申立てをいう。以下同 じ。)は、擁護委員に申立書(第1号様式) を提出することにより行うものとする。ただ し、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、 口頭により行うことができるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、当該申立て の内容は、口頭申立記録書(第2号様式)に 記録するものとする。

(子どもに準ずるもの)

- 第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずる ものとして規則で定めるものは、18歳又は19 歳である者であって、次のいずれかに該当す るものとする。
 - (1) 区内に住所を有する者であって、主に 18歳未満の者が通学、通所又は入所するこ とができる学校、児童福祉施設等に、通学、 通所又は入所しているもの
 - (2) 区内に存する主に18歳未満の者が通 学、通所又は入所することができる学校、 児童福祉施設等に、通学、通所又は入所し ているもの

(調査をしないことができる場合)

- 第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で 定める場合は、申立てに係る事案が次の各号 のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 現に裁判所において係争中である場合 合又は既に裁判所において判決等があった場合

- (2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第 68号)の規定による審査請求が行われてい る場合又は審査請求に対する裁決を経て 確定している場合
- (3) 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成 8年3月世田谷区条例第7号)第26条に規 定する世田谷区保健福祉サービス苦情審 査会に現に諮問されている場合又は既に 諮問され、処理が終了している場合
- (4) 世田谷区議会になされた請願又は陳 情に係るものである場合
- (5) 擁護委員の行為に係るものである場 合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査(条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。)をすることが適当でないと擁護委員が認める場合
- 2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の 規定により調査をしないときは、調査対象外 通知書(第3号様式)により、申立てをした 者(以下「申立者」という。)に理由を付し てその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則14号〕 (調査の同意)

- 第7条 擁護委員は、調査をする場合において、 調査が権利を侵害された子ども又はその保 護者からの申立てによるものでないときは、 同意書(第4号様式)により、当該権利を侵 害された子ども又はその保護者の同意を得 なければならない。ただし、当該子どもの生 命又は身体の保護を図るために必要がある 場合であって、当該子どもの置かれている状 況等から、同意を得ることが困難であると認 めるときは、同意を得ずに調査をすることが できる。
- 2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに 調査をする場合は、当該子ども又はその保護 者の個人情報の保護に十分に配慮しなけれ ばならない。

(調査の実施)

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第17条に規定する関係機関などをいう。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的 事項に関する学識経験を有する者等に、当該 専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼する ことができるものとする。この場合において、 擁護委員は、個人情報の保護を図るため必要 な措置を講じなければならない。

(調査の中止)

- 第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の 必要がないと認めるときは、調査を中止する ことができるものとする。
- 2 前項の場合において、申立者、第7条第1 項の同意をした子ども若しくはその保護者 (以下「同意者」という。)又は前条第1項 の規定による立入調査の対象となった関係 機関等(以下「立入調査対象関係機関等」と いう。)があるときは、調査中止通知書(第 6号様式)により理由を付してその旨を通知 するものとする。

(調査の終了)

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。

(要請及び意見)

- 第11条 擁護委員は、要請(条例第21条第1項 に規定する子どもの権利の侵害を取り除く ための要請をいう。)をし、又は意見(条例 第21条第2項に規定する子どもの権利の侵 害を防ぐための意見をいう。)を述べる場合 は、区長及び教育委員会にその内容を通知し た上、要請・意見表明通知書(第8号様式) により行うものとする。
- 2 前項の場合において、申立者又は同意者が あるときは、その内容を通知するものとする。 (対応についての報告)
- 第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書(第9号様式)によりその内容を通知するものとする。

(公表)

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、 意見及び対応についての報告の内容の公表 及び条例第23条の規定による活動の内容の 公表は、公告その他の広く区民に周知させる 方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員(条例 第24条第2項の相談・調査専門員をいう。) は、調査又は調整(条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。)をするときは、身分証明書(第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(擁護委員会議)

- 第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その 他の必要な事項を決定するため、擁護委員全 員で構成する擁護委員会議を設置するもの とする。
- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集する ものとする。
- 4 擁護委員会議は、非公開とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議 の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が 定めるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、 区長が別に定める。

附則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例(平成24年12月世田谷区条例第82号)第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限る。)の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日規則第14号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(令和2年12月8日規則第129号) この規則は、公布の日から施行する。

相談状況の集計推移(年度の記載がない表は全て令和3年度の集計です)

1. 初回の相談方法と件数(新規件数)

	年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
	29	155(80.7%)	25(13.0%)	10(5.2%)	-	2(1.0%)	0(0.0%)	192(100.0%)
	30	160(77.7%)	40(19.4%)	6(2.9%)	ı	0(0.0%)	0(0.0%)	206(100.0%)
子ども	1	126(75.4%)	33(19.8%)	4(2.4%)	ı	2(1.2%)	2(1.2%)	167(100.0%)
	2	80(65.6%)	35(28.7%)	7(5.7%)	ı	0(0.0%)	0(0.0%)	122(100.0%)
	3	83(42.1%)	31(15.7%)	5(2.5%)	73(37.1.%)	3(1.5%)	2(1.0%)	197(100.0%)
	29	106(82.8%)	11(8.6%)	10(7.8%)	ı	1(0.8%)	0(0.0%)	128(100.0%)
	30	118(88.1%)	9(6.7%)	6(4.5%)	ı	1(0.7%)	0(0.0%)	134(100.0%)
おとな	1	94(89.5%)	8(7.6%)	3(2.9%)	ı	0(0.0%)	0(0.0%)	105(100.0%)
	2	79(91.9%)	6(7.0%)	1(1.2%)	ı	0(0.0%)	0(0.0%)	86(100.0%)
	3	86(83.5%)	12(11.7%)	4(3.9%)	1(0.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	103(100.0%)
	29	261(81.6%)	36(11.3%)	20(6.3%)	ı	3(0.9%)	0(0.0%)	320(100.0%)
	30	278(81.8%)	49(14.4%)	12(3.5%)	ı	1(0.3%)	0(0.0%)	340(100.0%)
合計	1	220 (80.9%)	41 (15.1%)	7 (2.6%)	-	2 (0.7%)	2(0.7%)	272(100.0%)
	2	159(76.4%)	41(19.7%)	8(3.8%)	ı	0(0.0%)	0(0.0%)	208(100.0%)
	3	169 (56.3%)	43 (14.3%)	9 (3.0%)	74(24.7%)	3 (1.0%)	2(0.7%)	300(100.0%)

(令和3年度より、はがき相談を開始)

2. 初回の相談者の内訳(新規件数)

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関	その他	合計
29	190	104	6	0	2	0	13	5	320
29	(59.4%)	(32.5%)	(1.9%)	(0.0%)	(0.6%)	(0.0%)	(4.1%)	(1.6%)	(100.0%)
30	204	111	7	2	2	0	9	5	340
30	(60.0%)	(32.6%)	(2.1%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.0%)	(2.6%)	(1.5%)	(100.0%)
1	165	89	7	2	1	1	4	3	272
	(60.7%)	(32.7%)	(2.6%)	(0.7%)	(0.4%)	(0.4%)	(1.5%)	(1.1%)	(100.0%)
2	119	74	5	1	2	1	2	4	208
	(57.2%)	(35.6%)	(2.4%)	(0.5%)	(1.0%)	(0.5%)	(1.0%)	(1.9%)	(100.0%)
3	193	84	8	2	4	0	1	8	300
3	(64.3%)	(28.0%)	(2.7%)	(0.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.3%)	(2.7%)	(100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属(新規件数)

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
29	13(4.1%)	184(57.5%)	69(21.6%)	54(16.9%)	0(0.0%)	320(100.0%)
30	10(2.9%)	199(58.5%)	88(25.9%)	38(11.2%)	5(1.5%)	340(100.0%)
1	7(2.6%)	165(60.7%)	63 (23.2%)	33 (12.1%)	4(1.5%)	272(100.0%)
2	11(5.3%)	108(51.9%)	50(24.0%)	39(18.8%)	0(0.0%)	208(100.0%)
3	5(1.7%)	197(65.7%)	65(21.7%)	32 (10.7%)	1 (0.3%)	300(100.0%)

4. 相談の内容(新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
29	44	45	12	8	4	13	4	0	0	0
	(13.8%)	(14.1%)	(3.8%)	(2.5%)	(1.3%)	(4.1%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
30	65	37	11	4	5	16	2	0	1	0
30	(19.1%)	(10.9%)	(3.2%)	(1.2%)	(1.5%)	(4.7%)	(0.6%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)
4	34	39	9	10	1	12	8	0	0	1
•	(12.5%)	(14.3%)	(3.3%)	(3.7%)	(0.4%)	(4.4%)	(2.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.4%)
2	23	24	10	5	3	6	2	0	0	1
2	(11.1%)	(11.5%)	(4.8%)	(2.4%)	(1.4%)	(2.9%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.5%)
3	45	29	23	9	4	8	4	0	3	1
3	(15.0%)	(9.7%)	(7.7%)	(3.0%)	(1.3%)	(2.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.3%)
年度	対人関係の 悩み	家庭・家族の 悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の 悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
00	87	32	15	18	4	10	17	0	7	320
29	(27.2%)	(10.0%)	(4.7%)	(5.6%)	(1.3%)	(3.1%)	(5.3%)	(0.0%)	(2.2%)	(100.0%)
20	83	38	26	15	4	3	18	2	10	340
30	(24.4%)	(11.2%)	(7.6%)	(4.4%)	(1.2%)	(0.9%)	(5.3%)	(0.6%)	(2.9%)	(100.0%)
4	76	26	16	5	2	6	16	3	8	272
'	(27.9%)	(9.6%)	(5.9%)	(1.8%)	(0.7%)	(2.2%)	(5.9%)	(1.1%)	(2.9%)	(100.0%)
	37	30	23	10	1	2	25	2	4	208
2	(17.8%)	(14.4%)	(11.1%)	(4.8%)	(0.5%)	(1.0%)	(12.0%)	(1.0%)	(1.9%)	(100.0%)
	61	31	18	9	0	9	35	3	8	300
3	(20.3%)	(10.3%)	(6.0%)	(3.0%)	(0.0%)	(3.0%)	(11.7%)	(1.0%)	(2.7%)	(100.0%)

5. 相談内容別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
29	25	13	5	2	0	6	1 (2.5%)	0	0	0
	(13.0%)	(6.8%)	(2.6%)	(1.0%)	(0.0%)	(3.1%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
30	35	9	6	1	2	5	1	0	1	0
- 00	(17.0%)	(4.4%)	(2.9%)	(0.5%)	(1.0%)	(2.4%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.5%)	(0.0%)
1	16	16	4	3	0	3	2	0	0	0
	(9.6%)	(9.6%)	(2.4%)	(1.8%)	(0.0%)	(1.8%)	(1.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
2	10	7	9	2	0	0	0	0	0	0
	(8.2%)	(5.7%)	(7.4%)	(1.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
3	22	10	16	2	3	1	2	0	0	0
3	(11.2%)	(5.1%)	(8.1%)	(1.0%)	(1.5%)	(0.5%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
年度	対人関係 の悩み	家族・家庭の 悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路の 悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
	75	28	0	10	4	8	12	0	3	192
29	(39.1%)	(14.6%)	(0.0%)	(5.2%)	(2.1%)	(4.2%)	(6.3%)	(0.0%)	(1.6%)	(100.0%)
00	71	34	0	10	4	3	16	2	6	206
30	(34.5%)	(16.5%)	(0.0%)	(4.9%)	(1.9%)	(1.5%)	(7.8%)	(1.0%)	(2.9%)	(100.0%)
4	66	25	0	4	2	3	14	3	6	167
1	(39.5%)	(15.0%)	(0.0%)	(2.4%)	(1.2%)	(1.8%)	(8.4%)	(1.8%)	(3.6%)	(100.0%)
	29	27	0	7	1	2	23	2	3	122
2	(23.8%)	(22.1%)	(0.0%)	(5.7%)	(0.8%)	(1.6%)	(18.9%)	(1.6%)	(2.5%)	(100.0%)
	57	29	0	7	0	7	33	3	5	197
3	(28.9%)	(14.7%)	(0.0%)	(3.6%)	(0.0%)	(3.6%)	(16.8%)	(1.5%)	(2.5%)	(100.0%)

6. 子どもの性別(新規件数)

年度	男	女	不明	合計
29	140 (43.8%)	163 (50.9%)	17 (5.3%)	320 (100.0%)
30	151 (44.4%)	172 (50.6%)	17 (5.0%)	340 (100.0%)
1	125 (46.0%)	136 (50.0%)	11 (4.0%)	272 (100.0%)
2	107 (51.4%)	91 (43.8%)	10 (4.8%)	208 (100.0%)
3	110 (36.7%)	173 (57.7%)	17 (5.7%)	300 (100.0%)

7. 子どもの性別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
29	67 (34.9%)	124 (64.6%)	1 (0.5%)	192 (100.0%)
30	74 (35.9%)	125 (60.7%)	7 (3.4%)	206 (100.0%)
1	70 (41.9%)	94 (56.3%)	3 (1.8%)	167 (100.0%)
2	44 (36.0%)	74 (60.7%)	4 (3.3%)	122 (100.0%)
3	54 (27.4%)	130 (66.0%)	13 (6.6%)	197 (100.0%)

8. 相談者の相談方法(延べ相談回数)

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	188 (16.3%)	132 (11.5%)	115 (10.0%)	98(8.5%)	3(0.3%)	7 (0.6%)	543 (47.2%)
おとな	342(29.7%)	165(14.3%)	95 (8.3%)	2(0.2%)	3(0.3%)	0(0.0%)	607 (52.8%)
合計	530 (46.1%)	297 (25.8%)	210 (18.3%)	100(8.7%)	6(0.5%)	7 (0.6%)	1,150 (100.0%)

9. 「せたホッと」から相談者への対応方法(延べ対応回数)※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	81 (11.5%)	134 (19.0%)	20 (2.8%)	0(0.0%)	94 (13.3%)	8 (1.1%)	337 (47.8%)
おとな	202 (28.7%)	149 (21.1%)	15 (2.1%)	0(0.0%)	2(0.3%)	0(0.0%)	368 (52.2%)
合計	283 (40.1.%)	283 (40.1%)	35 (5.0%)	0(0.0%)	96 (13.6%)	8 (1.1%)	705 (100.0%)

10. 委員・専門員の総活動回数(方法別)※

年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計	
29	1,469 (60.9%)	562 (23.3%)	346 (14.4%)	-	21 (0.9%)	13 (0.5%)	2,411 (100.0%)	
30	1,690 (58.4%)	751 (25.9%)	441 (15.2%)	-	7 (0.2%)	6 (0.2%)	2,895 (100.0%)	
1	1,737 (66.4%)	507 (19.4%)	340 (13.0%)	-	28 (1.1%)	4 (0.2%)	2,616 (100.0%)	
2	840 (52.5%)	596 (37.3%)	158 (9.9%)	-	5 (0.3%)	0(0.0%)	1,599 (100.0%)	
3	1092 (48.5%)	620 (27.5%)	324 (14.4%)	100(4.4%)	102 (4.5%)	15 (0.7%)	2,253 (100.0%)	

(令和3年度より、はがき相談を開始)

11. 委員・専門員の総活動回数(対応先別)※ 12. 新規件数と総活動回数の月別推移

年度	子ども	おとな	関係機関	合計
29	819	1,088	504	2,411
	(34.0%)	(45.1%)	(20.9%)	(100.0%)
30	1,107	1,186	602	2,895
	(38.2%)	(41.0%)	(20.8%)	(100.0%)
1	1,037	1,045	534	2,616
	(39.6%)	(39.9%)	(20.4%)	(100.0%)
2	774	515	310	1,599
	(48.4%)	(32.2%)	(19.4%)	(100.0%)
3	880	975	398	2,253
	(39.1%)	(43.3%)	(17.7%)	(100.0%)

月	新規件数	総活動回数
4	20 (6.7%)	152 (6.7%)
5	22 (7.3%)	140 (6.2%)
6	26 (8.7%)	173 (7.7%)
7	30 (10.0%)	189 (8.4%)
8	14 (4.7%)	138 (6.1%)
9	9 (3.0%)	136 (6.0%)
10	36 (12.0%)	171 (7.6%)
11	65 (21.7%)	318 (14.1%)
12	23 (7.7%)	229 (10.2%)
1	12 (4.0%)	160 (7.1%)
2	20 (6.7%)	174 (7.7%)
3	23 (7.7%)	273 (12.1%)
合計	300 (100.0%)	2,253 (100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	学校	その他	合計
電話	81	74	5	2	2	0	0	0	5	169
电前	(27.0%)	(24.7%)	(1.7%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.7%)	(56.3%)
II	30	6	3	0	1	0	0	0	3	43
メール	(10.0%)	(2.0%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(14.3%)
面接	5	3	0	0	0	0	0	1	0	9
山按	(1.7%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(3.0%)
はがき	73	1	0	0	0	0	0	0	0	74
はから	(24.3%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(24.7%)
工化	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
手紙	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)
FAX	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
FAX	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.7%)
合計	193	84	8	2	4	0	0	1	8	300
一百百	(64.3%)	(28.0%)	(2.7%)	(0.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(2.7%)	(100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	269	266	135	98	97	15	880
	(11.9%)	(11.8%)	(6.0%)	(4.3%)	(4.3%)	(0.7%)	(39.1%)
おとな	544	314	110	2	5	0	975
	(24.1%)	(13.9%)	(4.9%)	(0.1%)	(0.2%)	(0.0%)	(43.3%)
関係機関・	279	40	79	0	0	0	398
関係者	(12.4%)	(1.8%)	(3.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(17.7%)
合計	1092	620	324	100	102	15	2,253
	(48.5%)	(27.5%)	(14.4%)	(4.4%)	(4.5%)	(0.7%)	(100.0%)

15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未 満	1時間30分以 上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	はがき・手紙	合計
電話	205	162	103	45	7	8	7	0	537
(相談者から)	(9.1%)	(7.2%)	(4.6%)	(2.0%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.0%)	(23.8%)
電話	185	57	33	5	1	2	0	0	283
(せたホッとから)	(8.2%)	(2.5%)	(1.5%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(12.6%)
電話	229	48	2	0	0	0	40	0	319
(関係機関(者))	(10.2%)	(2.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.8%)	(0.0%)	(14.2%)
メール	0	0	0	0	0	0	283	0	283
(相談者から)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(12.6%)	(0.0%)	(12.6%)
メール	0	0	0	0	0	0	297	0	297
(せたホッとから)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(13.2%)	(0.0%)	(13.2%)
メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(関係機関(者))	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
面接	2	1	41	55	77	34	0	0	210
(事務所)	(0.1%)	(0.0%)	(1.8%)	(2.4%)	(3.4%)	(1.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(9.3%)
訪問	0	2	4	4	0	7	0	0	17
(学校)	(0.0%)	(0.1%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.8%)
訪問	0	0	6	6	0	6	0	0	18
(その他)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.8%)
訪問	4	10	23	24	10	8	0	0	79
(関係機関(者))	(0.2%)	(0.4%)	(1.0%)	(1.1%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(3.5%)
はがき	0	0	0	0	0	0	0	100	100
(相談者から)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(4.4%)	(4.4%)
手紙	0	0	0	0	0	0	0	6	6
(相談者から)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.3%)
手紙	0	0	0	0	0	0	0	96	96
(せたホッとから)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(4.3%)	(4.3%)
手紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(関係機関(者))	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
FAX (相談者から)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
FAX	0	0	0	0	0	0	8	0	8
(せたホッとから)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.0%)	(0.4%)
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(関係機関(者))	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合計	625	280	212	139	95	65	635	202	2,253
ПП	(27.7%)	(12.4%)	(9.4%)	(6.2%)	(4.2%)	(2.9%)	(28.2%)	(9.0%)	(100.0%)

16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

	いじめ	学校・教職 員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	13	9	4	3	0	3	2	0	3	0
「回のみ	(4.3%)	(3.0%)	(1.3%)	(1.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.7%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.0%)
2~9回	19	15	14	3	2	2	2	0	0	0
2.09回	(6.3%)	(5.0%)	(4.7%)	(1.0%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
10回以上	13	5	5	3	2	3	0	0	0	1
10回以工	(4.3%)	(1.7%)	(1.7%)	(1.0%)	(0.7%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)
合計	45	29	23	9	4	8	4	0	3	1
	(15.0%)	(9.7%)	(7.7%)	(3.0%)	(1.3%)	(2.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.3%)
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	総計
1007	20	12	14	4	0	3	6	2	3	101
1回のみ	(6.7%)	(4.0%)	(4.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(1.0%)	(2.0%)	(0.7%)	(1.0%)	(33.7%)
2~9回	38	18	4	5	0	6	26	0	3	157
2~9回	(12.7%)	(6.0%)	(1.3%)	(1.7%)	(0.0%)	(2.0%)	(8.7%)	(0.0%)	(1.0%)	(52.3%)
10回以 L	3	1	0	0	0	0	3	1	2	42
10回以上	(1.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.3%)	(0.7%)	(14.0%)
合計	61	31	18	9	0	9	35	3	8	300
TāT	(20.3%)	(10.3%)	(6.0%)	(3.0%)	(0.0%)	(3.0%)	(11.7%)	(1.0%)	(2.7%)	(100.0%)

17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	38 (12.7%)
火曜日	29 (9.7%)
水曜日	28 (9.3%)
木曜日	35 (11.7%)
金曜日	30 (10.0%)
土曜日	18 (6.0%)
メール・はがき等	122 (40.7%)
合計	300 (100.0%)

19. 総活動回数(男女別) ※

男	881 (39.1%)
女	1,317 (58.5%)
不明	55 (2.4%)
合計	2,253 (100.0%)

18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	3 (1.0%)
11時台	1 (0.3%)
12時台	3 (1.0%)
13時台	37 (12.3%)
14時台	28 (9.3%)
15時台	18 (6.0%)
16時台	27 (9.0%)
17時台	23 (7.7%)
18時台	20 (6.7%)
19時台	18 (6.0%)
メール・手紙等	122 (40.7%)
合計	300 (100.0%)

20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表 (新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園• 保育園	施設 (入所·通所)	児童館・ 新BOP	その他	合計
いじめ	44	1	0	0	0	0	0	0	45
	(14.7%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(15.0%)
学校・教職 員等の対応	29 (9.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (9.7%)
虐待	0 (0.0%)	22 (7.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	(0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (7.7%)
不登校	8 (2.7%)	(0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)
行政の対応	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	(1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.3%)
非行·問題 行動	7 (2.3%)	(0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	(0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (2.7%)
体罰	2 (0.7%)	0 (0.0%)	(0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.3%)
差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
セクハラ	3 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)
学校事故	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)
対人関係の悩み	58	1	1	0	1	0	0	0	61
	(19.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(20.3%)
家庭・家族の 悩み	0	31	0	0	0	0	0	0	31
	(0.0%)	(10.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(10.3%)
子育ての悩み	5	11	1	1	0	0	0	0	18
	(1.7%)	(3.7%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(6.0%)
学校の悩み	8	0	0	1	0	0	0	0	9
	(2.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(3.0%)
話し相手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
学習・進路の 悩み	6	2	1	0	0	0	0	0	9
	(2.0%)	(0.7%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(3.0%)
心身の悩み	9	22	2	2	0	0	0	0	35
	(3.0%)	(7.3%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(11.7%)
性の悩み	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)
その他	3 (1.0%)	(0.3%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (2.7%)
合計	186	93	9	6	2	4	0	0	300
	(62.0%)	(31.0%)	(3.0%)	(2.0%)	(0.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表 (新規件数)

	いない	友だち	学校 関係者	父親	母親	父母以外 の親族	施設 関係者	近所の おとな	先輩• 後輩	行政 職員	その他	不明	合計
いじめ	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
U.Ca)	(0.0%)	(15.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(15.0%)
学校·教職	3	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
員等の対応	(1.0%)	(0.0%)	(8.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(9.7%)
虐待	0	0	0	7	13	0	1	0	0	0	0	2	23
7E 19	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.3%)	(4.3%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.7%)	(7.7%)
不登校	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	(2.7%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(3.0%)
行政の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	4
13.50.073.0	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.3%)
非行•問題	4	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8
行動	(1.3%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.7%)
体罰	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(1.3%)
差別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
セクハラ	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	(0.0%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)
学校事故	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)
対人関係	54	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
の悩み	(18.0%)	(2.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(20.3%)
家庭・家族の悩み	26	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	31
	(8.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(10.3%)
子育ての 悩み	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
四の	(6.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(6.0%)
学校の悩み	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	(3.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(3.0%)
話し相手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
学習・進路の悩み	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	(3.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(3.0%)
心身の 悩み	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35
四ピッケ	(11.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(11.7%)
性の悩み	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)
その他	5	0	(0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	1 (0.2%)	0	0 (0.0%)	2	0	8
	(1.7%)	(0.0%)	(,	(/	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(/	(0.7%)	(0.0%)	(2.7%)
合計	176	58	30	8	15	2	1	1 (0.0%)	1	3	3	2	300
	(58.7%)	(19.3%)	(10.0%)	(2.7%)	(5.0%)	(0.7%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(1.0%)	(1.0%)	(0.7%)	(100.0%)

22. 委員が対応した場合の相談内容(新規件数のうち)

いじめ	13 (20.6%)
学校・教職員等の対応	10 (15.9%)
虐待	12 (19.0%)
不登校	2 (3.2%)
行政の対応	4 (6.3%)
非行•問題行動	5 (7.9%)
体罰	1 (1.6%)
学校事故	1 (1.6%)
対人関係の悩み	4 (6.3%)
家庭・家族の悩み	2 (3.2%)
学習・進路の悩み	6 (9.5%)
心身の悩み	1 (1.6%)
その他	2 (3.2%)
合計	63 (100.0%)

FAX送信用

FAX番号 **03 (3439) 6777**

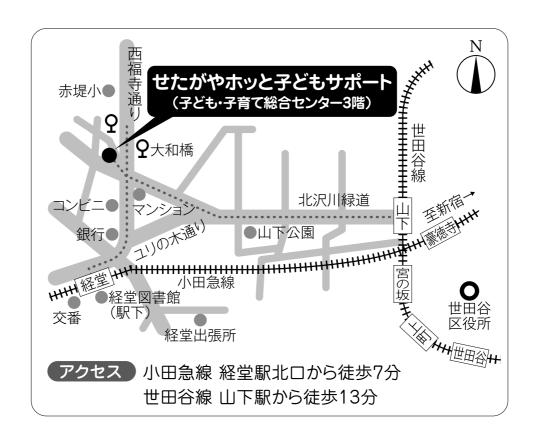


おはなし きかせてね

ホッとにきゅうさいFAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそうだんFAX)

(/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		8		
		年	月	В
マラデム 相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。ひと	とつえらんでくだ	さい		
いじめ 体罰 いじめ・体罰ではな	い学校のこと	直着	Ê	
「	□ その他のこ	٤.		
####################################			111111111111111111111111111111111111111	
				Ī
あなた (相談したい人) のことを教えてください				
★名前(またはニックネーム) 名前:	ふりがな:			 ,
★せたホッとからの返事 FAXで返事がほしい FAX番号			事はいられ	ない
電話または会って話したい 電話番号	* 4			
★ここから したは、よければおしえてください	ねんれい	č ()		
電話番号	年齡	歳		
学校名				
住 所	th (2) 性別			



せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈令和3年度〉 令和4年6月 発行

編集・発行/世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL/03-3439-8415(事務局) FAX/03-3439-6777

せたがやホッと子どもサポートホームページ

世田谷区せたがやホッと子どもサポート│で検索してください

ホッとにきゅうさい

相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)

★相談時間 月〜金:午後1時〜午後8時 土:午前10時〜午後6時 (日曜、祝・休日、年末年始をのぞく)